

ISSN 0448-4347

# 宗務時報

No. 115

平成 25 年 3 月

文化庁文化部宗務課



## 目次

### 論説

人口減少社会における心のあり方と宗教の役割

北海道大学大学院文学研究科教授 櫻井 義秀…………… 1

### 講演

宗教法人の霊園・墓地に関する問題

大正大学人間学部教授 村上 興匡…………… 19

### 判例

相続税更正処分取消等請求事件

平成24年6月21日東京地裁判決…………… 31

### 行政資料

1 宗教法人「鳴尾キリスト福音教会」の規則変更認証決定に係る

審査請求に対する裁決（平成22年12月1日）…………… 44

2 宗教法人「天将神社」の規則変更認証決定に係る

審査請求に対する裁決（平成23年4月28日）…………… 48

3 宗教法人「在日大韓基督教神戸東部教会」の規則変更認証決定に係る

審査請求に対する裁決（平成23年12月5日）…………… 53

### 宗務報告

1 宗教法人数・認証等件数の推移

(1) 過去5年宗教法人数の推移（平成19～23年）…………… 58

(2) 過去5年宗教法人認証事務処理件数（平成20～24年）…………… 58

2 宗教法人審議会

(1) 宗教法人審議会の開催状況…………… 58

|   |                                     |    |
|---|-------------------------------------|----|
| 3 | 宗教法人向け研修会等の実施状況（平成24年度）             |    |
|   | （1）宗教法人実務研修会                        | 59 |
|   | （2）不活動宗教法人対策会議（包括宗教法人対象）            | 62 |
| 4 | 都道府県職員向け研修会等の実施状況（平成24年度）           |    |
|   | （1）都道府県宗教法人事務担当者研修会（法令等研修会）         | 63 |
|   | （2）都道府県宗教法人事務担当者研修会（認証事務・不活動宗教法人対策） | 63 |
| 5 | 東日本大震災に係る指定寄附金制度の取組                 | 65 |

※ 本書における外部有識者の寄稿文について、文中における意見等は、著者の見解である。なお、原則として、著者の意向に従った漢字と送り仮名で表記してある。

## 人口減少社会における心のあり方と宗教の役割

北海道大学大学院文学研究科教授 櫻井 義秀

### 1 はじめに

#### (1) 日本社会は衰退に向かうのか

『週刊東洋経済』は 2050 年の未来予測を「作家の司馬遼太郎が『坂の上の雲』で描いたのは、20 世紀初めの日露戦争までの数十年間だった。……100 年後の日本は、司馬の描いた時代と正反対に、人口も、経済も、世界的な地位も、縮小、低下していく。まるで明治時代や昭和の高度成長期に駆け上がった坂道を、今度は数十年かけてゆっくりと下っていくかのようだ。この「下り坂」の時代をどうソフトランディングさせるか。……世界が経験したことのない事象に立ち向かう日本人の知恵と処方箋が今こそ求められている」（『週刊東洋経済』編集部 2013：167）と結んでいる。

こうした予測は大方の国民の実感にも沿う。しかも他国から言われると深刻さの度合いが増す。英『エコノミスト』誌は「2050 年の世界」というレポートにおいて日本についても予測している。①「日本の高齢者比率は長い間世界最高を維持しており、今なお比率は高まっている。2010～50 年間に、日本の被扶養者率は 40 ポイント上昇し、2050 年までには、被扶養者数と労働年齢の成人数が肩を並べるだろう」（英『エコノミスト』編集部 2012：37）。②「2010 年には、世界経済の 5.8%を占めていた日本の GDP（国内総生産）は、2030 年には、3.4%になり、2050 年には、1.9%になる。経済成長のスピードも西ヨーロッパを下回り、今後 40 年を通して、1.1%から 1.2%で推移する」（前掲：279）。数値だけでは実感に乏しいかもしれないが、一人あたりの GDP はアメリカを 100 とした時に、韓国が 105、日本が 58.3、中国が 52.3 と予測される。

日本の国力を減じる二つの要因にはもう少し解説が必要である。日本の総人口は 2004 年の 1 億 2,783 万人を頂点に減少に転じ、2047 年には 1 億人を割り込み、65 歳以上の高齢者が全人口の約 39%を占める超高齢化社会に達する（国立社会保障・人口問題研究所 2012）。戦後に人口ボーナス（年少者と高齢者の被扶養人口よりも稼働人口が相対的に多い時期）を享受して高度経済成長を遂げた日本は、逆に人口の負荷期を迎える。これは日本のみならず、出生率と移民による人口増加がない社会では必然の流れであり、成長著しい中国も遠からずその時期に入る。医療と年金という社会保障が充実している国ほど人口高齢化に伴う負担が大きくなる。子や孫の世代と負担を分かち合う知恵と気力が中高年に求められるゆえんである。

経済のグローバル化はその主役である世界総生産の約 4 分の 1 を稼ぎ出すと言われる多国籍企業によって牽引けんいんされている。企業は先進国の高い人件費と労務的保障、お

よび為替相場の状況から途上国に生産拠点を移し、市場拡大に期待が持てる中進国・途上国に進出する。先進国の GDP は産業空洞化・雇用機会喪失によって縮小するが、中進国・途上国には雇用と市場が生まれ、多国籍企業に利潤が蓄積されていく。日本企業全体の経済活動が縮小するわけではないが、仕事と生活の場を海外に拡大できる人とできない人との所得格差が出てくる時代である。

いずれにせよ、未来予測は現在の諸条件がそのまま推移するという前提があり、人口変動にしても経済のグローバル化にしても、対応如何によってまったく異なる未来になることは論を俟たない。「三丁目の夕日」に皆が上を向いて歩いた時代を懐かしんでも仕方がないので、いかにして下を向かずに歩けるか、その知恵を出し合いたいものである。

## (2) 生き残る知恵

それは宗教にある。宗教は人間社会の文化的 DNA とでもいうべきもので、人間が社会生活を始めてこのかた数千年から数万年という時間で維持されてきた。宗教制度や宗教団体は国家よりもはるかに耐久性がある。ただし、個々の宗教の興隆と衰退を織り込んだ上での宗教文化としての存続である。

なぜ、宗教に持続性があるのか。進化生物学的知見を借りれば、「人」は利己的・個人的行動を取るよりも互助的・社会的行動を取る方が生きのびる確率が高かった。この学習によって文化的 DNA として「人」に互助的情動が生み出されたという。そして、「人」が「人間」として社会を形成する規模が親族・部族から首長制の氏族社会へと拡大するにつれて、祖先神や土地の守り神から氏族・民族の守護神に変わり、その後複数の民族が混住する多元性を増した社会において、より普遍的な宗教文化に洗練されてきたという (Wade 2009=2011)。宗教文化の核心は、互酬性の規範や相互扶助の精神にあるという見解である。

ところが、宗教文化には、真理は我に有りという排他性と正しいことは皆でやるべきという正義感が往々にして含まれるために、地域・民族間の紛争に活用されることが歴史上多々あった。そこで宗教的相違を争いの理由としないという世俗化の規範と制度化がドイツ宗教戦争を境に進められ、ヨーロッパでは政教分離や公共的領域の非聖化 (ライシテ) が生まれたのである。その意識的形態として無神論や信教の自由という権利意識も芽生えてきた。ヨーロッパにおいて人々が伝統的なキリスト教信仰や教会への帰属意識を薄れさせてきたのは、福祉国家によって生活保障がなされてきて以降のことである。もちろん、社会的混乱期や新世界へ移動する移民にとって宗教は頼りになる。エスニック教会として心の安寧のみならず生活に関わる情報や支援を供給するからである (Davie 2007:46-66)。

後段でふれる宗教のソーシャル・キャピタル化という動向もまた、ポスト福祉国家以降のソーシャル・サービスの担い手を模索する中で生じた宗教の活性化現象なのである。

ともあれ、宗教は社会構造や社会状況の変化に合わせて生きのびてきた。社会的条件や人々の要請に応える形で柔軟に対応してきた宗教組織の方がより多く残っていることは言うまでもない。変化を拒まない柔軟性こそが、他の社会集団同様にサバイバルの肝となる。

しかし、単に生き残ればいいというものではない。人口減少時代において個々の宗教としてのあり方を維持しながら、社会的要請にも配慮しつつ、どのような持続的成熟の方針や戦略を持てばよいのか。現代宗教の悩みどころである。このことを本稿では改めて考えてみようと思う。

## 2 現代宗教の趨勢<sup>すうせい</sup>

### (1) 人口と家族の変化

過疎の問題をここでは人口的過疎と信仰的過疎の二点から考えてみよう。信仰的過疎というのはレトリカルな言い方になるが、宗教意識の低下や世俗化を含意している。

2000年に策定された過疎地域自立促進特別措置法によれば、過疎地域の要件として、①50年間の人口減少率が3割を超す、②高齢者比率が30%以上（若年者は15%以下）、③財政力指数が約0.5以下（自治体の財政収入が財政需要の半分に満たない状態）が挙げられている。2011年における全国の過疎地域の動向をみると、過疎地域の市町村数45%、人口8.7%、面積57.2%、財政力指数0.28である（総務省自治行政局過疎対策室2010）。人の多さが経済的活力に直結していることがよくわかる。

過疎の主因は都市化・工業化といった産業構造の変化と教育や就業機会を求めて地方から都市へ向かう人々の社会移動である。人は人生のチャンスを求めて有利な場所へ自由に移動できるが、宗教施設はそうはいかない。地域の氏神に他所へお移り願うことや、教区・地域単位で檀徒・信徒を守っている寺院のあるところへ住職が移動することは難しい。宗教施設の運営は人口の変化に脆弱である。

宗教にとって地域社会の人口数が減少することは、氏子・檀家・信徒の減少に直結するので深刻な影響が出る。しかし、それ以上に大きな影響を与えるのが家族と地域社会の構造的な変化である。宗教施設ごとに被る影響について大まかに述べれば次の通りである。

神社神道では、地域内で施設を維持管理するに足るだけの崇敬者を集めることが難しくなる。地方の神社は、もとより神職の兼務や地域の人々の献身によって維持されており、過疎には強いとみなされてきた。現在、神宮大麻を町会が頒布するやり方に抵抗感のある住民が増えている。神宮大麻を「天皇と国民とのきずな」「国民のあかし」（財団法人伊勢神宮崇敬会ホームページ）として考える市民はそう多くはない。郊外に戸建てを構える人々と都心のマンションに住む人々の数が増える時代だからこそ、地域に根ざす神社神道のあり方が問われる。

寺院仏教では葬儀・法要をますます手放さなければならない状況が出てくる。葬祭業

や墓苑業は寺院の領域に食い込んだとしても協働関係は維持していた。問題は、直葬といつて正式な葬儀・法要を営まない（営めない）人が増えてきたことと、墓の維持管理が根本的に無理な世代が登場してきたことである。筆者も親には墓を建てると思うが、遠隔地のため墓参りに難儀するだろう。私自身には永代供養墓が適当と考えている。2035年の日本の家族構成として37.2%の単独世帯と21.2%の夫婦のみの世帯、親子で住むのはわずか34.7%と予測されている（その他が6.9%。国立社会保障・人口問題研究所発表）。年老いて後、子供が近場にいるというのは贅沢な望みである。葬送を自由に行うとか自分らしいエンディングとかいったライフスタイルの問題から寺離れが進んでいるのではない。檀家になれないのである。檀家による護持会費はもとより、法務による布施は当てにならぬものになるだろう。

キリスト教や新宗教は、概して個人の信仰に基盤を置く宗教であるため、親世代から子世代へ信仰継承が進むか否かが教勢を大きく左右する。親世代が感じたおかげも救済感もない子世代が信仰を継承するのは本来難しいものである。しかも、10年、20年単位で時代の価値観が相当に変化する現代では、親世代の価値観を子世代が受け継ぐことは少ない。信徒の献金だけに支えられる教団は、信仰のあり方によって存続の基盤を根こそぎ奪われかねないのである。明治期に日本人が受容したキリスト教や近世末から戦後に登場した日本の新宗教は、時代の価値観や道德観を色濃く残しており、新しい価値や組織作りによって対応しなければほころびを繕うこともままならないだろう。

社会構造的な変化によって諸宗教が存続する条件が厳しくなっている。この状況を正確に認識しておくことは、今後の宗教施設の運営方針を考える上で重要である。ここまでは宗教の入れ物としての制度・組織に関わる話だったが、中身の話に移ろう。

## (2) 世俗化と宗教意識の変化

現代の日本人の7割が無信仰・無宗教を自認する。しかし、新聞社による各種調査によると、戦後は7割の人々が信仰有りと回答していた（石井 2007:4）。宗教への国家的抑圧・統制を半世紀近く続けてきた現代中国以上に宗教意識の低下は顕著である。伝統的な宗教文化に関わる慣習も廃れつつある。これは、宗教に対する社会的ニーズが全般的に低下していることを意味している。科学技術の発達や人々の高学歴化など要因はいくつも考えられるが、主な要因は、日本人が幸せになってしまったというシンプルな事実である。

戦後の価値変動期には多くの新宗教が現れ、キリスト教も大いに教勢を伸ばし、価値の大変動期に対応した。戦後の日本人は、幸せになるべく懸命に働き、社会のあり方を問う運動もし、世界経済のトップランナーとなるべく走り続けてきた。国民皆保険・皆年金の仕組み作りに成功し、「健康で文化的な最低限の暮らし」を国が保障するに至ったのである。租税負担率約24%の日本が同程度のアメリカ（約24%）と比べ



れば格段の高福祉を実現しており、西欧（ドイツ約 30%、イギリス約 36%、フランス約 36%）や北欧（スウェーデン約 47%）より落ちるにしてもほぼ税額に見合った福祉制度を維持できている（財務省ホームページ「租税負担率の内訳の国際比較」）。

もちろん、貧困や格差の問題がなくなったわけでないし、むしろ徐々に拡大している。それでも偶然のめぐり合わせによって命を落としたり、食事を満足に受けられなかったり、医者にかかれなかったり、教育を受けられないといった状況は大いに改善されている。高齢者の医療費が無料だった時代（1973～1983）や国立大学の学費がタダ同然だった時代と比べれば、負担は重く受益の度合いは減った。しかし、これは対象者の人口増加と負担する人口の相対的減少という問題に由来する。

近年、日本人の幸せ感は薄れ、不満や閉塞感が高まっていると言われるものの、政権交代に日本の将来を託する民意や、政府に地域社会の存続や生活保障を求めて自治体や関係者の訴えがひきもきらないことから、国が国民の面倒を見るという福祉国家への期待や信頼がけして衰えていないことがわかる。

宗教の国際比較研究が明らかにしたところでは、宗教施設への参加の度合いは、個人の不安と社会の不安定さに強い相関があるという（他の影響因は親の躰や国の宗教文化である。Ruiter, S. and Tubergen, F. V., 2009）。階層間の格差が大きく、治安が悪く銃器を手放せないアメリカは、先進国において傑出した宗教意識の高さを誇る。国への愛国心と信頼をここまでやるかというくらいに表現するアメリカ。その実、国に頼ることはできないと多くの人が考えているがゆえに、教会に足繁く通い、教会付設の慈善団体に参加する。助けるものが助けられるものになるかもしれない。それに対して、日本では国家や政治家、公務員への信頼度はかなり低いと言わざるを得ないが、他面、行政的サービスや政府の経済政策に頼る意識は強い。日本の福祉は宗教団体による社会事業ではなく、行政による社会福祉である。その結果、日本人が宗教に求めるものは世俗的な給付よりも心理的な安寧や癒やし、高度な精神的充足感に変わってきた。

### (3) スピリチュアリティ・ブームの二面性

近年、日本では個人に内在する聖性という意味でのスピリチュアリティや、医療・教育現場における人間の尊厳や価値、アイデンティティに関わる感性的な概念としてのスピリチュアリティが評価されている（島藪 2012；檜尾 2012）。西欧でも教会に所属し信徒として敬虔な宗教生活を送る信仰から自己の内面を自然や人とのつながりの中に希求する動き（belief without belonging）が進んでいるとされる。世俗化する社会においても理知的であれ感性的であれ、宗教的価値が評価されているのは喜ばしいことだが、教団宗教にとっては寂しいことでもある。この人たちは宗教的権威（祖師や本山、師匠）に道を求めようとしない。こうした人々に宗教的資源を提供するのが、精神世界や宗教書といった出版メディア、スピリチュアルな世界の水先案内人による

講演会やセミナー、および愛好家や実践家同士の緩やかなネットワークである。なによりもナルシスティックな自己探求が動機付けとなっているので、自己という実体を否定したり、共同体的道徳を説いたりする伝統宗教とは合わないのである。

しかしながら、西欧で生まれたスピリチュアリティへの流れは日本において必ずしも個人の解放された霊性を求める動きとはなっていない。自己よりも霊性そのものへの固執（時に嗜癖）、癒し系商品や靈感商法の被害が目立つ。先ほども述べたように、日本では個人化が進む一方で、個人の自立化は必ずしも意識されておらず、頼るところがないことを無縁化（NHK 報道番組による無縁社会化）と呼び、依然として大きな政府に経済の復興や国民の扶養を期待する声が強い。その結果、スピリチュアリティへの希求においても依存の対象を求める傾向が現れ、市民がスピリチュアル・ビジネスの餌食となるケースが出てくる（櫻井 2009）。

いささか隠喩的な表現になるが、こころの過疎化も進行しているのである。ごく普通の人間にとってこころなるものの平衡状態を独力で保つことは難しいもので、同じ心持ちの人たちの中でこそ安定する。家族、地域社会、職場、教団宗教といった対面的で煩わしい人間関係から解放され、自由を得たはずの現代人が、一人静かに時を過ごすのではなく、ネットで友人を探し（フェイスブック等のソーシャル・ネットワーキング・サービス）、毎日何時間かをネットでの知り合いへの連絡か個人のつぶやき（ツイッター等）に費やさねばならない状況を見るにつけ、こころの空隙を埋める（過疎対策）のも手間がかかることがわかる。

ここまでは現代日本人の宗教性について概観したので、人口減少期・低成長期における心のあり方についてももう少し考察を進めていきたいと思う。

### 3 成長を望めない時代に生きる

#### (1) 格差社会の不安

2000 年代の日本では、「不平等社会」「格差社会」という言葉が流行った（橘木 1998；佐藤 2000）。2009 年の時点で OECD 加盟 30 か国中（現在は 34 か国）、日本の貧困率（等価可処分所得が中央値の半分以下）は第 4 位（16%）である。世代で見るといわゆるロスジェネ世代（就職氷河期で非正規労働に多く就いた 20～30 歳代の青年層）と高齢者層（資産と年金の格差が大きい）に貧困層が多い。生活保護受給世帯数も 1990 年の 62 万世帯から 2012 年には 150 万世帯を超えた。他方で、日本人の海外旅行者数は 1990 年代から年間 1600 万人台を維持しており（2000 年代には 20～30 代女性が減って代わって高齢者層が増えており、若年労働者に可処分所得に余裕がなくなり始めたことがわかる）、高額所得者向けの商品やビジネスもある。

日本は戦前に貧富の格差が甚だしかったものの、1970 年代には一億総中流と喧伝されるほど消費生活の向上と生活様式の平準化が進んだために、近年の格差拡大の傾向と貧困層の増加は容認できない水準にあると考える人が少なくない。正規雇用に就く

壮年世代であってもリストラ、老後の不安は隠せない。年越し派遣村やネットカフェ難民といった話題は他人事ではないし、社会のセーフティーネットに対する関心は高まっている。

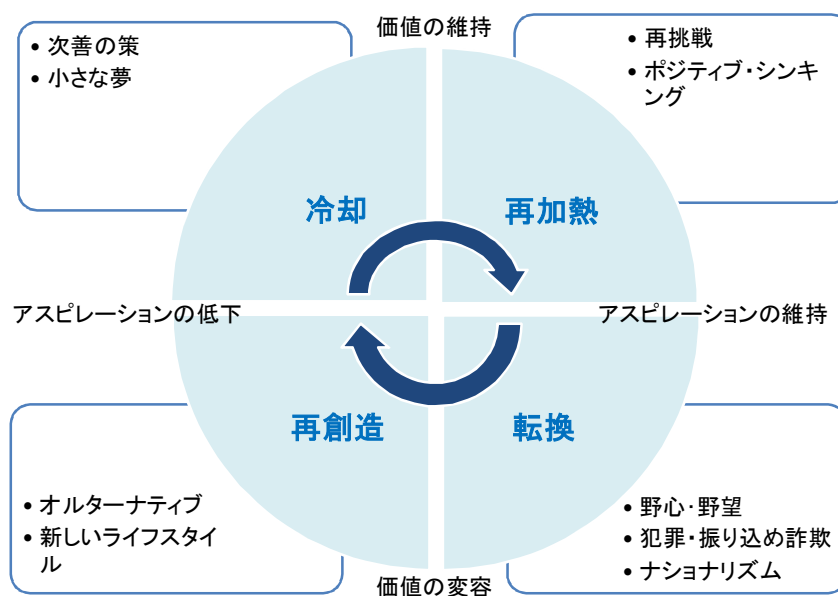
格差社会の問題を解決するには道は二つしかなく、経済の全体的な底上げか、社会保障の充実である。経済政策にも配慮しながら社会保障と税の一体改革をなしていくのは、自民党であっても民主党であっても容易ではない。その成果がなかなか見えてこないところで、現代人のこころは揺れている。

## (2) 低成長の時代における価値観の諸相

成長なくして財政再建なし、少子高齢社会への対応もできないというのはその通りである。経済界・企業人は安倍新政権の政策目標を支持している。それに対して民主党の鳩山・菅政権の二年半は政権交代後、東日本大震災直後ということもあり、地球温暖化対策や脱原発を政策目標に掲げて新しい経済成長の戦略を模索していた。政府は元来の政治理念に加えて国民の支持を取り付けるべく政策を立案するが、政権交代は国民の政治意識や社会意識の急激な変化を示すものではなく、併存するさまざまな価値観のバランスが変わったことを示すものである。

低成長の時代に日本社会をいかに維持・発展させていくのかというのが政策であれば、いかに生きのびていくのかという戦略を人は「生き方」として構築する。図に示した「生き方」の類型では、従前の価値観を維持するか、変容させるか、従前の達成欲求（アスピレーション・レベル）を維持するか、低下させるのかの二つの軸を用いて、それを直交させた4類型を考えてみた。

図 いかにして現代人は低成長の時代に適応していくか



落ち込んだとしても成長・成功への夢を捨てずに積極思考（ポジティブ・シンキング）で挑戦し続けるのが再加熱の類型である。相当の自信があるか、逆に落ちることへの恐怖に動機づけられる。社会の多数派ではないが発言力は大きく、リーダーシップを取る人たちに多い。多数派は、達成欲求を落としながら時代への適応を図る（欲求の冷却、クールダウン）。その典型は低成長時代しか知らない若い世代に多く見られる。社会的上昇志向や海外を相手にするという野心など持たずにほどほどの生活に満足する。受験競争や就職活動を勝ち抜いたグループであっても居心地の良さを確保することが生活の目標なのである。

逆に、達成欲求を落とさずに価値観の転換を図る類型として、なりふり構わずに利潤・金銭的成功を目指すブラック企業（新入社員を使い倒して成長する企業）や振り込め詐欺（元締めと協力する人々）がわかりやすい例である。また、低成長の原因を特定の国や集団のせいであるとして過剰に反発する矮小<sup>わいしょう</sup>なナショナリズムがある。国家に運命共同体的幻想を仮託して救済を望むか、自分がその救済をなす戦士として自己の尊厳を確認する。

このような類型とは異なり、達成欲求をクールダウンし、しかも価値観の転換を図る生き方もある。グローバル経済で成功する企業ではなく、社会的に必要とされる仕事をやり、なおかつ仕事をやる人間が報酬を受けられるようにするという社会的起業。ボランティア活動の長期継続を目指して設立された NGO/NPO。こうした領域に働き場所を探す若者が多いことも現代の特徴であり、東日本大震災後にできることを探しにとりあえず被災地に分け入った多くの若者がいる。2011 年夏に学生たちと宮城県石巻市に行き、冬にも出かけたが、数か月間自腹で滞在してさまざまな活動に従事する 20 代の若者を目にした。被災地の人々の話では、地元で職がなくなりますます高齢者ばかりになったところに若者が現れて話をしてくれるだけでも元気が出るとのことだった。

宗教的理念に導かれて活動する人々は、どの領域で活躍しているのだろうか。再創造の領域において、震災後の日本を作り直すべく被災地で活動したり、原発に依存しない地域や産業のあり方をうったえたりしている教団は多数ある。しかし、同時に達成欲求を下げずに信仰と人生の成功を結びつけたり、教説に陰謀論を組み込んだりして信者を煽<sup>おほ</sup>る教団があることも確かである。人間の欲のあり方を見つめながら、クールダウンの生き方を説く仏教に人々の関心が集まるのも時代のなせるわざとも言える。

人々の価値観が多様化している現在、宗教的言説や価値観も多様化することは何ら不思議ではない。しかし、日本という社会を維持・発展させていくという役割を宗教が意識するならば、社会状況や人々の意識の変化に適応するだけでよいわけがない。上記の四つの価値意識が社会にどのような影響を及ぼすのかを理解した上で、信者や一般社会にどのような価値観を発信していくのが重要だろう。

さて、ここからは社会の変化に対応しながら存続の方策を模索する北海道の地方寺院の話に移ろう。宗教が提示する価値意識と社会における役割について考察を進めたい。

## 4 北海道の寺院

### (1) 過疎地域と寺院

筆者は山形県上山市で生まれ 18 年を過ごし、学生時代から 33 年間北海道で暮らしている。故郷の人口 3.8 万人の田舎町には新幹線が通ったが、街の商店街は櫛の歯が欠けたように駐車スペースができていない。人の流れは郊外のショッピングセンターに向かう。それでもこの町では 30 数年間人口がほぼ平衡状態を保ち、進学や職を求めて県外に出る人間と地元に残る人間が半ばしている。札幌も 30 数年の間に人口が 120 万人から 180 万人に拡大したが、増加分は北海道内の旧産炭地域や農村・地方都市から職や病院などを求めて移り住んだ人々である。市街地の拡大が一段落し、都心回帰を象徴する中心部のマンション開発が目立つものの、往事の繁華街の賑わいはない。北海道では今後 20 年ごとに人口が 100 万人ずつ減っていくことが予想されており、地方都市は深刻な過疎化と高齢化によって財政が悪化している。市民病院では産科をはじめ複数の診療科が閉鎖され、次世代が安心して子供を産み育て、高齢者が病院通いを行える状況が失われ、人口減に拍車がかかる。

既に述べたようにこうした過疎化にもかかわらず、宗教施設は管理する人と必要とする人々がいる限り地域に残る。では、各宗教施設はどのような存続の方策をとっているのか。

2008 年に真宗大谷派北海道教務所に調査協力の依頼を行い、2009 年から同教区の過疎問題対策特別委員会に陪席して学習し、2010～11 年にかけて寺院の調査を行った。2012 年には浄土真宗本願寺派の福井教区の寺院（福井県福井市、鯖江市、越前町等）と真宗大谷派高山教区（岐阜県高山市荘川町、大野郡白川村等）の寺院を調査したが、北海道調査のみ紹介する。北海道教区は 20 組に分かれ、各組は 10～50 か寺で構成され、北海道は全 464 か寺ある。

調査上の知見を要約していこう。

① 札幌市近郊の長沼・栗山・南幌町の農村部寺院は、農家経営が比較的安定し農家の跡継ぎを確保できる地域であることから檀家を農村部で維持し、札幌へ他出した家族への法務も 2 時間程度の出張により可能なことから檀家数をむしろ増やし、安定的な寺院運営を行っている。各寺院の檀家数も 100～200 軒程度はあり、月忌参りをはじめ各種の法務も実施している。後継者のめどがたつ寺院が多い。この地域は北陸からの移住者が入植した地域でもあり、報恩講は地域社会の連帯を確認する重要な行事であった。

② 他方、夕張・穂別といった旧炭鉱地区では高齢化・過疎化が著しく、檀家数は減少の一途をたどり、寺院は存続のめどが立っていない。夕張市では 1960 年に人口 11 万 6,000 人の人々が生活していた。石炭から石油へのエネルギー政策の転換によって次々と炭鉱が閉山し、1990 年に全ての炭鉱が閉じて人々は去って行った。1980 年から炭鉱に代わる観光開発を目指した市政が破綻して財政再建団体になったのは 2006 年である。2012 年の人口は 1 万人をようやく上回る程度であり、世帯数が 6,000 近くあることから、高齢者の一人暮らしや夫婦世帯が多いことがわかる。この町で自身の年金で寺院を支えている高齢の住職がいる。

③ 檜山・江差といった道南の漁村・農村地域は、近世末期から拓殖の歴史があり、コミュニティ意識も堅固である。漁業・農業ともに徐々に衰退するもののそのスピードが遅いことから、寺院の運営基盤はそれなりに安定しており、次世代に継承を考えている寺院が半数を超えていた。とはいえ、日本海に面する漁村に日中人影はなく、札幌へは 4、5 時間、函館にも 2、3 時間の距離がある。地域に必要とされる仕事を副住職に兼職としてやってもらい、寺院の存続を考える住職もいる。

また、筆者自身が教務所員と 13 組の礼文・利尻島、19 組の標津・根室に出かけ、住職へのグループインタビューを行い、過疎化の寺務への影響を調査した。利尻島は筆者が高校生の時に一人旅で訪れた思い出の地であり、観光シーズンが終わった離島に 11 月初旬に訪れた。フェリーとプロペラ機が悪天候で就航しなければ文字通り孤島になる。若者たち、檀徒は島から出ていき、寺が取り残される様相を呈している。人口数千の利尻・礼文に大谷派寺院が 6 か寺あり、各宗派寺院の総数は 29 か寺である。檀家数は高齢者世帯が 50 軒前後であり、寺院を取り巻く環境は厳しい。根室も人口減が顕著であり、小学校では上位学年より下位学年のクラス数が少ない。離島ほどではないにせよ、札幌まで 6、7 時間、釧路まで 2 時間は遠い。その釧路も人口減に悩み、地域を離れる人の数が増え続けている。

このような厳しい状況にありながらも、壮年世代の住職は都市での布教所開設を含めた寺院運営の方策に腐心しており、初代が苦勞して開教した地域の寺院を自分の代で終わらせるわけにはいかないと奮闘している。

以上、北海道の全域で高齢化・過疎化が進行しつつあることは確かであるが、寺院とコミュニティの歴史的関係の形成には地域ごとの特色があり、一口に過疎地域と括るわけにはいかないことがわかる。

## (2) 成長都市と寺院

2011 年は、3 組の札幌地区から 6 か寺に調査を行った。過疎地域と過密地域（札幌市で 35 か寺）の比較を目的とし、次のような知見を得た。

① 札幌市は戦後 22 万人の都市だったが、1970 年に人口 100 万人、2009 年に 190 万人を突破した急成長都市である。現在の北海道民の人口は約 547 万人なので、およそ

道民の 3 人に 1 人は札幌市民ということになる。道内の他の市町村から若年人口・稼働人口を吸収して拡大してきた都市だけに現在はまだ若い人が多い。しかし、2035 年には学齢人口が現在の約半分、高齢者人口が 2 倍を超えることが予想されており、現在他の市町村が経験している少子高齢化を本格的に迎えることになる。既に市内から郊外にかけて造成された新興住宅地では、地域住民が順次墓所と寺を探す時期に入っており、多くの寺では檀家数を増やしている。とはいえ、前述したように、今後の死者の増加が寺院による葬祭・法務需要に直結するかどうかはわからない。それでも、新寺建立が可能であれば、過疎地域よりはるかに寺院の運営が見込める地域であることは確かである。

② 寺院の檀家数は数百軒と多く、住職・副住職以外に役僧を置く寺院もある。寺院と檀家・信徒との関わりは、過疎地域のそれとは大きく異なり、葬儀・年忌法要等の法務に限定され、月忌参りを受けない檀家も少なくない。これには日中共働きで留守、鍵をしっかりと管理する都市的生活様式も大いに関係する。寺院と檀家のつながりは地域にあるというよりも、寺院と檀家との契約関係にあるため、住職の個性や寺院運営次第で大きくも小さくもなるのが都市型寺院の特徴である。

③ 都市型寺院は、社会教化や次世代への信仰継承の促進においても地方の寺院とは異なる。育児サークルや地域住民に本堂や施設を貸したり、住職独自の学習会の企画を行ったりするなど、寺院側からの仕掛けが功を奏している事例が見受けられた。仏教や寺院がどのようなものかを知らない市民が多いので、門戸の開け方によっては檀徒のみならず、一般市民を呼び込む運営が可能になる。

都市における寺院運営は過疎地域よりも恵まれているとはいえ、けして安泰というわけではない。人口増の恩恵を受けているために特段の工夫をせずとも檀家増、寺院運営が成り立つ時代が終わった時、現代の都市住民に対応する教化の方法を実践してきたかどうかは明らかになる。

### (3) 教区の過疎対策

2010 年に真宗大谷派の過疎問題研究会では、①寺院存立の危機（檀家数の減少、本山への賦課金納付の困難、寺族による後継者確保の困難）、②教化協力体制の薄弱化（住職の高齢化に伴う意欲低下や布教師の少なさ）、③信仰の過疎（真宗の伝統文化を護持する門徒やそうした信仰を子や孫に伝える門徒減少）を課題として検討し、宗務審議会や宗務所に過疎問題に対応する機関・委員会の設置などを上申した。宗派としての危機意識には、都市部と地方において寺院運営をめぐる諸条件が違いすぎることからくる温度差がある。それを埋めるのが宗務行政に関わる職員や宗議会の委員であるが、宗派としての指導や支援には限界がある。

仏教寺院は一寺院一宗教法人であり、賦課金をはじめ各種法務にかかる手数料を本山に納めて宗派の行政機構を支えるものの、本山から寺院運営に係る経済的支援を受

けることはない。自活を原則とする宗教組織である。特に浄土真宗は住職家族が寺院を家系で継承し、寺院の造営や維持管理を門徒が担ってきたために、寺院は住職家族ないしは門徒のものという意識が強い。したがって、上記の①法人運営、②と③の教化や信仰のあり方に関しても、教務所は指揮監督の権限を持たないし、後継者を得られずに活動を停止している法人＝寺院に対して解散や他寺院との合併を命じることはできない。

北海道教区でも 2005 年に過疎問題に関する専門委員会を設け、三期にわたる特別委員会を設置して短期・中長期的な対策を提案してきた。短期的な施策として、①2010 年に法務代行を制度化した。法縁の断絶を防ぐために、離郷門徒の急な葬儀や法務について遠隔地であるため出張して法務ができない場合、別院が法務を代行するか、近隣寺院との連絡調整を行うとされる。②広報活動では、独居の門徒（特に高齢者）の増加に伴い、郷里を離れた子や孫の世代に所属寺院が伝わっていない実態があるため、寺院の情報を明記したパンフレットを作成して子孫に渡すよう依頼した。中長期的施策としては、寺院運営に支障を来している寺への物心両面にわたる支援が過疎地域の住職から要望として出され、実際のインタビューにおいても寺族の修学や生活保障について全て自前でやることの困難も聞き及んだところである。

しかし、このような要望は住職が専業でなせる状況が出現した現在の北海道特有の問題と本州の寺院関係者に指摘されることもある。すなわち、本州の地方寺院においては住職の兼職こそが多数派であり、この状況は真宗が農村部に浸透した時期以来変わっていないというのである。近世に至るまで浄土真宗においては六字名号を掲げた床の間に香炉・燭台しよくだいを置いて礼拝と聞法らいはいの場であった道場を維持管理し、仏事をなす毛坊主がおり（関西・北陸・中部地方など）、明治以降道場が寺院に変わったものの門徒が急増するわけでもなく、村落ごとに小規模な寺院が護持され、住職とその家族は山仕事や農業に勤しみいそ、近年は勤め人の兼職をするようになったというわけである。在家信仰が主の真宗において住職が自分で稼ぐのは本来の姿と言えなくもない。

とはいえ、北海道には北海道特有の問題がある。北海道の地方の組は大阪府と同程度の面積に集落が点在し、寺院の檀徒・門徒圏は広い。寺と檀家の関係を維持していくためには、月忌参りが慣習としても寺院運営上の実質的な意味においても欠かせない。その他組内の他寺院との協力や法務を遂行するためには専業でないとしても回りきれないという実状がある。住職が檀徒との関係を常に意識しつないでいかないと途切れる法縁と、家という単位で歴史的に構造化された強い法縁とでは、つなぎ方の違いがある。さらに言えば、北海道の地方農村・漁村において兼職のあては本州の山村なみに少ない。

このような状況は簡単に打開策を見つけられるようなものではない。しかしながら、寺院仏教の護持、すなわち住職と家族がどう生活を成り立たせるのかということだけが、過疎地域における寺院の役割を考えるうえで課題となるのではない。



#### (4) 地域社会と寺院

地域社会は超高齢化し、寺院もまた高齢者に寄り添いながら、存続できる間は月忌参りで門徒高齢者・障害者の安否確認を行い、報恩講をはじめ寺院の行事に誘い続けるのだろう。寺はコミュニティに欠くことのできない風景であり、門徒の人々は安心して死後の弔いと祀りのできる場所を求めている。住職は民生委員や社会教育委員など数多く公職に就く地域のキーパーソンだが、こうした地域での仕事をあたりまえのようにやっており、特段の社会貢献をしているという人はいなかった。このような住職の地道な活動こそ評価されるべきではないだろうか。

葬式仏教批判が相変わらずかまびすしい。寺院仏教の側からも手厚い葬儀の徹底や葬儀に頼らない寺院のあり方の構想が模索されている（高橋 2009；秋田 2011）。仏教を応援する識者やジャーナリズムも元気である（上田 2004；磯村 2011）。東日本大震災以降、葬式仏教批判はなりをひそめ、地元の僧侶による慰霊の価値が再認識されてきたかに見える。葬祭・法要が、慣習、寺院運営の経済的基盤といった観点からではなく、あらためて人間の生命や、生命を失った痛みへの喪の営みとして再認識されたのである。

また、緩和ケア病棟でビハーラ活動に従事する僧侶の活動も注目されている。こうした仏教のあり方は、死生学や臨床的ケアと親和性が高い。日本仏教福祉学会の設立は1966年に遡る。律蔵によれば、釈迦はサンガにおいて腹病で糞尿にまみれた比丘を見て看護人の有無を問うた。病んだ比丘は自分が他の比丘に対してお返しを何もできないので一人でいると答えた。そこで釈迦はこの病者の看護は仏を供養することに等しく、大きな利益があると語ったとされる。

「比丘達よ、汝等若し相互に看護せずば誰か汝等を看護せん。比丘達よ、我に侍せんと思ふ者は病者を看護せよ。」(律蔵三大品一、二六病比丘と看病比丘)[高楠順次郎・渡辺海旭都監 1970 律蔵三―五二八]。「若し我れを供養せんと欲するあらば、当に病人を供養すべし。」(四分律、卷第四一)[岩野真雄編輯 国訳一切経印度撰述部 律蔵三―一九七]。

病者に寄り添うことを、過疎により地域の活力が失われつつも存続し続けている地域社会に寄り添い、励まし合いながら生きると読み換えられないだろうか。それが可能であるならば、過疎地域で寺院運営に呻吟しながら地域の人たちと生活の時間を分け合っている僧侶たちはもとより「臨床仏教者」である。田舎のお坊さんたちは、このようなシャレた呼称で自らの活動を喧伝することもないし、その必要性も感じていないだろう。経を読むタダの人の感覚で地域に溶け込んでいる僧侶も少なくない。こうした僧侶のあり方はその世俗性だけが評価されてきたが、仏教としての超俗性が過疎という現実の前にどのようなものとして立ち現れるのか。経学を究める大学と法脈を受け継ぐ本山は、多数が都市空間に立地する。臨床の知、臨床の実践への感覚は研ぎ澄まされているだろうか。

筆者がここで言う臨床的実践とは、窮乏する過疎地域の寺院救済のことではない。檀徒がいなくなる前に寺院が立ちゆかなくなるだろうが、残された檀徒の面倒をどうみていくのかということである。一宗教法人たる寺院が個別に対応すべきこととはいえ、本山、教区の責任はある。ことは仏教寺院だけではなく、神社やキリスト教、新宗教の教会でも同じことが言えるのではないだろうか。

ところで、東日本大震災の時に東北地方の多くの寺院が人々の避難場所として開かれていたことは周知の事実である。被災地救援の拠点となった内陸部の寺院も少なくない。このような寺院の機能は平時には目に付かないものだった。非常事態に顕在化したわけだが、地域社会における欠くべからざる社会関係と地域の拠点を形成していたとも言える。

寺院の社会的機能をソーシャル・キャピタルという観点から捉え直そうと筆者は考えているが、この議論を紹介して本論のまとめに入ろうと思う。

## 5 宗教とソーシャル・キャピタル

### (1) 地域社会とソーシャル・キャピタル

ソーシャル・キャピタルとは、社会資本もしくは社会関係資本と訳され、（社会や他者への）信頼、互惠性の規範、ネットワークの総体を示す概念である。地域社会における経済活動、社会福祉や公衆衛生、市民活動や政治参加、社会問題への取組への意欲、パフォーマンス、効果を上げるためにソーシャル・キャピタルの形成や活性化が重要と考えられている（Putnam 2000=2006 ; Lin 2001=2008）。

このような考え方が出てきた背景としては、先進国におけるポスト福祉国家論と途上国を含む地域開発論の進展がある。①社会保障にかかる経費を全て国家が負担することは日本を含む低成長の先進国において限界に達しており、行政、NGO/NPO、地域住民による各種団体による協働なしに地域社会は支えられない。この協働の基盤となるのが行政・制度への信頼や地域への愛着、互いに支え合う互恵的な関係である。②地域開発のために巨額の投資を行っても（途上国では ODA や NGO による支援、先進国では公共投資）、地域社会にチャンスを生かす人材や社会集団が形成されなくては持続的発展が望めない。投資が終われば事業も終了することになる。自力で発展を志向する地域社会に変わってこそ地域開発は成功する。

日本でも近年欧米のソーシャル・キャピタル論の紹介や、この理論を元にした実証研究が、経済（地域振興、開発援助）、教育（学力の向上、市民性教育）、市民社会（政治参加、NPO 活動やボランティア）、医療や公衆衛生（健康、疾病予防、出生率）、地域環境（災害復興、犯罪、ゴミ処理）といった多くの領域で進められている（稲葉他 2011 ; 山内・田中・奥山 2011）。

しかし、日本ではソーシャル・キャピタルの源泉は何か、何がソーシャル・キャピタルを醸成するのかという研究において、ソーシャル・キャピタルを生かした事例その

ものに現実味はあるものの、源泉を指し示す言葉が「ふるさと」「コミュニティのつながり」「社会力」といった抽象的な概念で表される傾向がある（西川 2009；広井 2009；門脇 2010）。おそらく、伝統的な文化や地域社会に根ざしたものを指しつつも、今さらイエ・ムラ・クニといった運命共同体に戻るわけにもいかず、旧弊に囚われない新しい「つながり」「支え合い」の空間と働きを創出しようという志向性が、こうした概念を使用させているものと思われる。個人と地域の仲介機関を NGO/NPO に、善意や互助の志向性をボランティアに求めているのも同じ構図だろう。

私は仮構的な地域概念や互助共同性をソーシャル・キャピタルとするのではなく、既存の社会制度や社会関係が当該領域でのみ排他的に利益を共有するのではなく、開かれた制度や関係としてソーシャル・キャピタルになることが可能かどうかを再検討しようと考えている。具体的には、葬式仏教と擲擻され、傑出した僧侶の活動や寺院のみ注目される伝統仏教だが、日本仏教の特徴である寺檀制度を地域密着型であるがゆえのソーシャル・キャピタルと捉え直す試みである。同じことは、地域の伝統的共同性と民俗文化を福祉の基盤として社会事業を行い、現在も地域福祉を模索する神社神道についても言える（藤本 2009；板井 2011）。伝統宗教のみならず、キリスト教や新宗教による社会事業や社会福祉も日本においてソーシャル・キャピタルの形成に大いに寄与してきたものと思われる。

## (2) 宗教とソーシャル・キャピタル

無信仰・無宗教を自認する人々が 7 割を占め、司法・行政・教育において厳格な政教分離の制度化がなされてきた日本では、宗教制度・組織とソーシャル・キャピタルの関連を問うという発想や研究に対して違和感を持たれる人が少なくないと思う。しかしながら、アメリカでは 1996 年の福祉改革法で Charitable Choice（州が福祉活動を宗教団体に委託することを認可すること）が認められると Faith Based Organization（教団の外郭組織）のサービスは拡大し、教会への所属とボランティア／社会活動／投票行動との関連等を問う研究が増加した。『ソーシャル・キャピタルとしての宗教—公益の創造—』（Smidt 2003）という論集では、宗教団体が形成するソーシャル・キャピタルの特性を問い、教派ごとの特徴を実証的に分析している。そこで得られた知見としては、①宗教参加（礼拝出席率）の高さは教会活動へのコミットメントを示しており、そこでボランティアの経験を経ることによって市民活動への参加が高まっている、②教会活動により社会的スキルを習得し、その社会関係資本を生活に役立てているのは黒人教会をはじめ、エスニックな教会に多い、③教会への所属とボランティア経験との関連を比較すると、アメリカでは黒人教会＞伝統型教会＞福音派教会＞カトリックの順で関連が強いとされる。アメリカ社会では低階層の人々に信仰熱心な人が多いが、教会がソーシャル・キャピタルとして機能しているからこそ頼られるのである。

現在、慈善活動やソーシャルサービスに関わるキリスト教（西欧）・人間仏教（中

国・台湾)・Engaged Buddhism(東南アジア)・イスラーム圏(ワクフ等)において、教義、宗教意識、教団によるネットワーク形成と市民社会形成・社会活動との関連を問う国際比較研究も行われている。筆者は、大阪大学大学院准教授の稲場圭信との責任編集で叢書『宗教とソーシャル・キャピタル』全4巻(明石書店、2012~2013年)を企画した。このなかで、宗教制度と組織が生み出すコミュニティや互助協働への志向性を検討してみたが、多くの論考は地域の宗教施設や宗教者の地道な取り組みを調査したものである。研究者の論考のみならず、地域福祉や医療現場、NGO/NPOやボランティア活動の実践を行っている方にもコラムやインタビューという形で現状と課題について語ってもらっている。各巻の章立てを見ていただくと、現代日本の宗教団体や宗教文化がどのようにソーシャル・キャピタルの構築や活性化と関わっているのかが了解いただけるものと思う(別表参照)。

ソーシャル・キャピタルは地域文化や歴史によって醸成されたものである以上、短期日的人為的な営みによって信頼関係やネットワークが構築できるものではない。その意味では行政的な働きかけよりも既存の社会関係や社会集団を活用するやり方がはるかに効果的である。歴史と文化、政治的背景から宗教が社会形成の前面に出てくることを拒む日本でも、宗教者や宗教団体の活動のあり方次第で一般市民との間に信用と信頼を獲得し、教団が市民社会と結びあうことも可能な事例はいくらでもある。ソーシャル・キャピタルは人々の意図的な働きかけによって醸成可能な信頼・社会関係でもある。ここから、宗教が形成してきたソーシャル・キャピタルと、これから宗教が築きあげるソーシャル・キャピタルの二つの局面について展望を述べることはあながち的外れなことではないと考える。

## 6 おわりに

本稿では、グローバル化した経済において低成長を余儀なくされている日本社会が、なお人口減少時代に直面し、今後どのような社会発展の道をたどることになるのかという問いを立てた。日本の伝統宗教と新宗教も人口構成や世俗化の影響を受け、教勢を衰退させかねない状況に置かれ、宗派・教派、宗教施設ごとに対応に苦慮しているのが現状だろう。実際、日本ではどの世代も低成長期に対応した人生観や社会観を構築することに困難を抱えており、とりわけ若者は格差・不安定社会において生きる<sup>26</sup>辛さをうったえている。

このような時代の価値観が定まらない状況において、現代宗教にはどのような役割が期待されるのか。この問題を考える思考の補助線として、過疎化によって地域社会の存続が危ぶまれている北海道において、寺院仏教がどのような活動を地域社会で維持し、将来を展望しているのかを参照してきた。地域社会に寄り添うという寺院のあり方は消極的に見えるかもしれないが、地域福祉という観点から一つの可能なあり方と言えるのではないか。その論点を宗教が形成するソーシャル・キャピタルという議論に展開し、現代宗教の可能性として地域社会に信頼、互惠的社会関係を取り戻すネッ

トワーク作りという新たな課題を提示してみた。その方策は諸教団、諸施設、個人ごとにさまざまなものとなるだろう。

現代宗教には、単に生きのびることができればよしとするのではなく、社会と共にあるために何をなしていくのか問われる時代である。真価が問われる時代こそ、発展が望める好機でもある。

## 参考文献

- 秋田光彦 2011『葬式をしない寺—大阪・應典院の挑戦—』新潮社。  
磯村健太郎 2011『ルポ 仏教—貧困・自殺に挑む—』岩波書店。  
Davie, Grace 2007 *The Sociology of Religion*, Sage, London.  
英『エコノミスト』編集部著, 船橋洋一解説, 東江一紀・峯村利哉訳 2012『2050年の世界—英『エコノミスト』誌は予測する—』文藝春秋。  
藤本頼生 2009『神道と社会事業の近代史』弘文堂。  
広井良典 2009『コミュニティを問いなおす—つながり・都市・日本社会の未来—』筑摩書房。  
石井研士 2007『現代日本人の宗教』新曜社。  
板井正斉 2011『ささえあいの神道文化』弘文堂。  
稲葉陽二・大守隆・近藤克則・宮田加久子・矢野聡・吉野諒三編 2011『ソーシャル・キャピタルのフロンティア—その到達点と可能性—』ミネルヴァ書房。  
檜尾直樹編 2012『文化と霊性』慶應義塾大学出版会。  
門脇厚司 2010『社会力を育てる—新しい「学び」の構想—』岩波書店。  
国立社会保障・人口問題研究所編 2012『日本の将来推計人口—平成24年1月推計—』厚生労働統計協会。  
Lin, Nan, 2001, *Social Capital: A Theory of Social Structure and Action*, Cambridge University Press, NY., 筒井淳也・石田光規・桜井政成・三輪哲・土岐智賀子訳  
2008『ソーシャル・キャピタル—社会構造と行為の理論—』ミネルヴァ書房。  
西川一誠 2009『ふるさとの発想—地方の力を活かす—』岩波書店。  
Putnam, Robert D., 2000, *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*, Simon & Schuster, NY., 柴内康文訳 2006『孤独なボウリング—米国コミュニティの崩壊と再生—』柏書房。  
Ruiter, S. and Tubergen, F. V., 2009 “Religious Attendance in Cross - National Perspective: A Multilevel Analysis of 60 Countries,” *American Journal of Sociology* 115 (3) : 863-895.  
櫻井義秀 2009『霊と金—スピリチュアル・ビジネスの構造—』新潮社。  
佐藤俊樹 2000『不平等社会日本—さよなら総中流—』中央公論新社。  
島藺進 2012『現代宗教とスピリチュアリティ』弘文堂。  
Smidt, Corwin, 2003, *Religion as Social Capital: Producing the Common Good*, Baylor University Press, TX.  
総務省自治行政局過疎対策室 2011『平成22年度版 過疎対策の現況』総務省自治行政局過疎対策室。  
『週刊東洋経済』編集部 2013「特集 2013年大予測&2050年未来予測」『週刊東洋経済』6437 : 38-183。  
高橋卓志 2009『寺よ, 変われ』岩波書店。  
橘木俊詔 1998『日本の経済格差—所得と資産から考える—』岩波書店。  
上田紀行 2004『がんばれ仏教—お寺ルネサンスの時代—』日本放送出版協会。  
山内直人・田中敬文・奥山尚子編 2011『ソーシャル・キャピタルの実証的分析』大阪大学大学院国際公共政策研究科 NPO 研究情報センター。  
Wade, Nicholas 2009 *The Faith Instinct: How Religion Evolved and Why it Endures*, Penguin Press HC., 依田卓巳訳 2011『宗教を生みだす本能—進化論からみたヒトと信仰—』エヌ・ティ・ティ出版。

別表 叢書『宗教とソーシャル・キャピタル』全4巻（明石書店，2012～13年）目次

|   |   |
|---|---|
| <p><b>第1巻 『アジアの宗教とソーシャル・キャピタル』</b></p> <p>総説 ソーシャル・キャピタル論の射程</p> <p><b>I 宗教研究とソーシャル・キャピタル</b></p> <p>1 ソーシャル・キャピタルと宗教<br/>2 現代日本における伝統仏教と社会活動への参加—全国調査データの計量分析</p> <p><b>II 宗教による社会貢献の諸相</b></p> <p>3 賀川豊彦の孤独と協同組合—自然・宗教から社会関係資本へ<br/>4 軍事組織における宗教と聖職者<br/>5 中国政府の宗教政策と「公益」活動—チベット系仏学院の震災救援活動を通じて</p> <p><b>III アジアの諸宗教がつくるソーシャル・キャピタル</b></p> <p>6 中国と東南アジアの華人社会—民間信仰と結びついた慈善団体「善堂」<br/>7 イスラームとソーシャル・キャピタル<br/>8 ヒンドゥー教と福祉<br/>9 「開発」のなかの仏教僧侶と社会活動—タイ東北地方スリン県の「開発僧」ナンン比丘の事例研究</p> | <p><b>第2巻 『地域社会をつくる宗教』</b></p> <p>総論 宗教は地域社会をつくることができるのか？</p> <p><b>I 地域社会と切り結ぶ宗教</b></p> <p>1 地域社会と神社<br/>2 地域社会と寺院<br/>3 在日コリアン寺院—ローカリティ／トランスナショナルリティの視座から</p> <p><b>II 社会問題への対応</b></p> <p>4 過疎と寺院<br/>5 支縁のまちネットワーク<br/>6 沖縄におけるキリスト教系 NPO のホームレス支援—親密圏の回復と「自立」の葛藤</p> <p><b>III 生成する新しいつながり</b></p> <p>7 ボランティアする人たちの動機にみる宗教性<br/>8 集合墓を核とした結縁—「桜葬」の試み<br/>9 宗教のインターネット活用が築くソーシャル・キャピタル</p>                      |
| <p><b>第3巻 『宗教が織りなすケア』</b></p> <p>総説 橋を架け絆を強めるケア</p> <p><b>I 宗教のケアが橋をかける</b></p> <p>1 教誨師と更生活動<br/>2 スピリチュアルケアのプラクシスとその宗教的基礎<br/>3 自死対策における宗教者の役割<br/>インタビュー「生命をことほぐ」ことは、医療にも神道にも通じる<br/>インタビュー「暗闇に下りていく道しるべ」がケアには必要だ</p> <p><b>II 宗教のケアが絆を生む</b></p> <p>4 ソーシャル・キャピタルとしての天理教里親活動の可能性<br/>5 鎮守の森に保育園があることの可能性<br/>「ものくさ」を養う、ゆとりをつちかう</p> <p><b>III 鼎談—心のケアと魂のケア</b></p>  | <p><b>第4巻 『震災復興と宗教』</b></p> <p>総説 震災復興に宗教は何ができたのか</p> <p><b>I 宗教者の救援・支援活動</b></p> <p>1 仏教の活動<br/>2 震災支援・復興に神社が果たす役割と課題<br/>3 キリスト教の活動<br/>4 新宗教の活動</p> <p><b>II 連携・ボランティアの動き</b></p> <p>5 伝統的地域ネットワークと地域SNS<br/>6 宗教者と研究者の連携<br/>7 宗教者の支援活動調査<br/>8 大学と市民活動—東日本大震災における大正大学と学外コミュニティの事例より</p> <p><b>III 宗教的ケア・復興への関わり</b></p> <p>9 阪神・淡路大震災における心のケア<br/>10 台湾における震災復興と宗教—仏教慈濟基金会による取り組みを事例に<br/>11 民俗芸能・芸術・聖地文化と再生</p> |

## 宗教法人の霊園・墓地に関する問題

大正大学人間学部教授 村上 興匡

### はじめに

ただ今、御紹介にあずかりました、大正大学の村上でございます。よろしくお願ひいたします。

私は先ほど御紹介いただきましたが、平成4年4月から平成9年3月までの5年間、文化庁の宗務課で専門職員として勤めておりました。そういう意味では、今日の講習会は、私も参加をさせていただいておりましたので、何となく懐かしい気分がいたします。宗教法人法についても、ある程度勉強させていただいたことと、大学の在学当初から死の意識の変化に伴う葬式や墓地の変容といったことを、宗教学の立場から研究して参りましたので、今回の講義では、このようなテーマを頂いたのではないかと思います。

### 1 宗教法人の事業型霊園運営に関わる問題

宗教法人がいわゆる檀信徒や信者のためでない墓地、「事業型墓地」とか「事業型霊園」とかと言われることが多いのですが、そういう墓地を運営しています。これは、宗教法人法の問題としては、墓地業務は公益事業になっておりますので、公益活動として事業を行う形になります。当然、宗教法人法としてはその法人規則の中に、宗教活動以外の事業を行う場合にはそれを記さなければならないことになっておりますので、各都道府県の宗教法人事務担当部局課に、事業型霊園を行いたい宗教法人から、規則改正の申請が来ることだと思います。

一方で、この事業型霊園というのは、社会から宗教法人が指弾される事例の一つになっておりまして、墓地の乱開発でありますとか、それによるいわゆる金もうけ主義でありますとか、そのような批判を受けることがあります。それは、いわゆる名義貸しと一般に言われることで、これは厚生労働省でも認めてはいないことなのですが、実際の運営は石材店で、宗教法人は墓地業務を行っている名義だけを貸すことがあると言われます。これによって様々なトラブルが起きたり、地域で反対運動とかがあって、それを宗教法人が行っているということで、宗教法人の所轄庁に対しても、苦情等が来てしまうことが間々あると伺っております。

平成15年に、東京都荒川区内で、そのような事例がありました。同年10月27日に、日本テレビのニュース番組「今日の出来事」で、特集されたものがあります。短く編集しましたので、それを御覧ください。

(ニュース番組の録画視聴)

よく御存知の方は、「ああ、またか」と見ていただいたのではないかと思います。もちろん、これはテレビ局が作っているものなので、これが本当かどうかは分かりませんが、非常に典型的な事例で、他県にある不活動宗教法人が、東京都若しくはその近郊地域で墓地経営を始めるということです。その資金の出所が、どうやら寺自体ではないところから出ているように見えます。このような外形的な事実を積み上げていきますと、いわゆる「名義貸し」ではないかと疑われることになります。

この名義貸しが、どのように見られているのかは、次の記事にあります。これは平成 23 年になりますが、『朝日新聞』で立て続けに宗教法人に対する批判記事が載った時がありまして、その中の一つで、「不正墓地経営トラブル次々、墓参り妨害、追加金要求」（平成 23 年 2 月 21 日付け）という見出しになっています。記事には、「宗教法人などにしか認められない民営墓地の経営を営利法人が担っている問題で、購入者が巻き込まれるトラブルが相次いでいる。一部の自治体は新規開発を禁じるなど、独自の対策に乗り出しているが、公営墓地が満室状態の東京都などは規制に消極的だ」とあります。

ここで取り上げられているのは、埼玉県本庄市で大規模霊園を開発したのだけでも、途中で資金繰りの問題が起きて、その債権が暴力団関係者に渡ってしまい、契約をした墓地利用者が脅かされる問題に巻き込まれることになったのです。本来墓地の管理責任のある住職は、記事によれば、「購入者には申し訳ないが、小さな寺では広大な霊園を管理できない」ということを言っている。お墓を作って、このお寺が「墓地、埋葬等に関する法律」による墓地管理者になっているにも関わらず、小さな寺では広大な霊園を管理し切れないと自分で言っているわけです。

## 2 問題を防ぐための方法

こうした問題を防ぐためには幾つか知られている方法があります。一つは、一番極端な例ですが、神奈川県横須賀市のように、事業型墓地に関しては事実上禁止をしようか、もしくはその市内の宗教法人に限って経営を許可することです。これについては条例ではっきり決めていなくても、かなり前から内規のような形で決めている自治体は、首都圏において多いと伺っています。

こうしたことは乱開発の防止を理由にしているのですが、一方で都内の公営墓地は、圧倒的に数が少ないという状況があります。先ほどお見せしたニュース番組の最後のところで、事情に詳しい弁護士が、「もう公営墓地として地方公共団体が独自で用地を取得して、公立の墓地を造るべきだ」ということを言っていたのですが、現実問題として新規開発には非常にお金も掛かりますし、地域住民からの賛同を得なければいけないということがあるために、これは首都圏の地方公共団体は、どこもそのようだと思うのですが、なかなか新規で墓地の開設が難しいということがあります。



最初の事例ですが、先にお見せしたニュース番組で紹介した、東京都荒川区にある財団法人荒川区がん予防センター（現在の荒川区がん予防・健康づくりセンター）の隣接地に計画された墓地の建設計画です。建設反対運動と同じ頃に、区議会に陳情が出ていまして、9月には議会で採択をされています。ただし採択の理由は、健康増進施設であるがん予防センターに隣接するのは問題であることと、人口密集地であるので、そこに大規模な墓地を造ることはそぐわないという理由で、これは陳情が採択をされています。

続いての事例は、先ほど申し上げました『朝日新聞』の記事「不正墓地経営トラブル次々、墓参り妨害、追加金要求」（平成23年2月21日付け）ですが、こうした状況は、現在においても首都圏においては続いていると考えることができます。

宗教法人が運営する宗派を問わない事業型墓地で、名義貸しが疑われることがなぜ問題になるのかは、一つには、それが非常に不安定な墓地運営を生むからです。結果として、利用者保護という観点から非常に大きな問題が起きます。お金を儲けるために、公益事業と言われている墓地の建設運営を行うわけですけれども、それが地元の福祉や生活環境の悪化などの問題を引き起こすこととなります。

では、地方公共団体が公営の墓地を造ればよいかというと、それに対しては財政難で問題なのが、現在、宗教法人の事業型霊園運営に関して取り沙汰されている問題状況であるとまとめることができると思います。

### 3 首都圏における墓地不足の背景

先に紹介した『朝日新聞』の記事は根拠のあることで、その背景として首都圏における墓地不足の問題があります。例えば東京市とその後の東京都における墓地建設の流れを見ますと、公営墓地としては、明治7年に青山霊園や染井霊園などが造られます。これは当時の明治政府は、神道を国の中心にする国家神道の政策をとっていましたので、神葬祭用墓地を用意する目的で、こうした霊園が造られたとされています。

その後、大正12年に多磨霊園が造られますけれども、これは日本で一番最初の公園型墓地です。その後は、昭和10年に八柱霊園、昭和23年に小平霊園、昭和46年に八王子霊園が開設されますが、この後に東京都では大きな公園墓地を造ることはできなくなります。

平成20年2月に東京都公園審議会が、「都立霊園における新たな墓所の供給と管理について」という答申を出していますが、その中で挙げられているポイントを見てみましょう。墓所というのは一つのお墓をつくることのできる区画のことを言いますが、墓地情報誌などから墓所数を試算しますと、東京都では年間6,000基程度しか提供ができておらず、八王子霊園の芝生墓地の新規供給が昭和62年度に終了して以来、空き墓所を再び貸し付けることしか行っていません。

6割の人が、いわゆる平地型墓地、つまり普通の区画の中に三段<sup>ぎおいし</sup>竿石が立てられて

「何々家の墓」とよく見る墓地ですが、このような平地型の墓地を希望しているのだけれども、この平地型墓地は、都民が望む交通アクセスの良いところに新しいものを造成することは、土地確保の面で非常に困難であります。

それにかわって、多磨霊園や小平霊園では、いわゆる集合墓地という一つの大きな構造物の中に複数の家若しくは個人のお骨を入れる墓地が増えてきていて、今後はそうした集合墓地の供給を中心に施策をしていくことが有効だと提言をしています。

「大阪府方式」と言われている、潜在的な墓地需要を持つ世帯数に対して、1世帯当たりの年間死亡者数を掛け算して墓地需要を計る方式があります。この方式をとると、全国で28万区画の需要が発生をすると予想されているわけです。一般に、交通アクセスの良い平地型の墓地が大きく希望されています。それはなぜかという、一つには、地域から都市に人口が集中している。その集中した人たちが、そろそろ第一世代を亡くす頃になり墓地を必要としている。こうした墓地不足の問題がある一方で、地方では過疎化が進んで、承継者を持たない墓地の問題が深刻な問題になってきているというのが現状であります。

こうした現状を背景として、宗教法人の事業型霊園というものが、行政の側からもある程度必要とされており、宗教法人に十分な資金と管理能力がない場合に、いわゆる名義貸しが起きてしまうのが現状であると解釈をすることができるわけです。

#### 4 庶民による建墓慣習の成立

次に、歴史を遡って、お墓を建てる意味と、墓地行政との関係について見ていきたいと思います。

庶民による建墓慣習の成立というのは、実はそれほど古いものではありません。その習慣が広まったのは、江戸時代の初期であると言われていています。室町時代の終わりから、村落共同体である郷村が成立をしてきます。例えば黒澤明監督の映画「七人の侍」では、最初の方で村が野盗に襲われるから用心棒の侍を雇うという場面があります。村が自分自身の土地を持って、そこでの収穫を自分のものにします。その土地は、代々にわたり親から子に受け継がれる習慣が全国的に定着をしてくるのが、室町時代から戦国時代にかけてと言われます。

このような田畑は、家に附属する財産つまり家産と言われますが、これが代々継承されるようになります。それに伴って、家産を自分たちに引き継いでくれた先祖を祀る習慣が庶民に広まります。江戸時代の初期になって、いわゆる回国宗教者が全国を遊行して回っていたわけですが、そのままでは幕藩体制において危険要素になりますので、その定着政策というのがとられます。村にあった墓域にお堂があると、そのお堂が発達をして寺院になる。民俗学では「墓寺」と言われますが、こうした墓寺が発達をする形で寺院が広まるというのが、我々が良く知っている地方のお寺のもとになったと言われていています。

歴史民俗学者の竹田聰洲（1916～1980）は、現在ある寺院の 9 割以上は、戦国期の応仁の乱から江戸時代の初期に「諸州寺院法度」——今の宗教法人法のようなものです——が制定されますが、その間に観光寺院や有名寺院ではない、一般寺院の 9 割以上はこの時期に成立をしたと指摘しています。

その後、江戸時代の中で墓地の整理等が行われる中で、様々な墓地の形式が出てきました。民俗学者の柳田國男（1875～1962）は自分の所有地で一番いい田圃に墓を造ると言っています。墓がある者に関しては、子孫によって良い土地を売られずに済むという意識があったのだと言われています。

## 5 明治期から昭和戦前期までの墓地行政の変遷

こうした状況の中で明治維新を迎えますが、明治政府が公布した「民法」（明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号）により、墓は戸主の継承財産と考えられるようになります。墓と家が密接に結び付く形で、庶民にとっても法制化されるということが言えます。

「墓地及埋葬取締規則」（明治 17 年 10 月 4 日太政官布達第 25 号）によって、都市においては衛生性を確保するために火葬が一般化されるわけですが、犯罪行為が起きたときには検証できるように、遺体の貯蔵場所というのを明らかにするような、衛生管理と治安維持の両方の意味があったと言われています。

この二つの法律によって、明治時代の後期には墓石に「何某家」の墓という形で家名が彫られた、現在多く見られる石墓が出現していきます。これは、柳田國男が『明治大正史 世相篇』（朝日新聞社、昭和 6 年）の中で、記述しています。

先ほど申し上げた明治時代の「墓地及埋葬取締規則」というのが、現在の「墓地、埋葬等に関する法律」（昭和 23 年 5 月 31 日法律第 48 号）のもとになっています。

「墓埋法」と省略されることがありますが、第 2 条第 5 項で「この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事（市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。）の許可を受けた区域をいう。」とあります。第 10 条には、「墓地〔中略〕を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」と示されています。墳墓というのが、これは一個一個のお墓のことで、死体又は焼骨を埋葬する施設になります。この後、新しい葬儀の形としていわゆる散骨というのが出てきますけれども、散骨の場合は砕いた骨を海や山にまく形になりますので、この墓埋法の適用を受けないということになるわけです。

第二次世界大戦後、日本国憲法が成立をする中で、「墓地の新設に関する件」（昭和 21 年 9 月 3 日発警第 85 号各地方長官宛て内務省警保局長・厚生省公衆衛生局長名連名通知）という通達文が出されています。宗教法人に関わる条項として、次のようにあります。

三 市町村等公共団体の管理に属する共同墓地の新設不可能にして、事情やむを得

ざる場合は、寺院、教会等にも、其の必要とする範囲内に於いて新設を許可するも支障ないこと。

四 墓地の新設を許可すれば支障があると認められるような場合、寺院、教会等の境内に納骨堂の設置を許可するよう考慮するは支障ないこと。

六 墓地新設の許可にあたっては、宗教の如何により、差別的な取扱をしたと疑われないよう留意すること。

ここで言う納骨堂は一時預かりの納骨堂ではなくて、長い期間そこに置いて祭祀を行う納骨堂を指しまして、墓地と同じ扱いになります。これによって、民間経営による事業としての墓地開発というのが本格的に始まったとされています。

墓地の許可数の年次推計というものは、今、東京大学生産技術研究所の講師になっています川添善行氏による報告書『首都圏における事業型墓地開発の実態とその対策』から引用したものです。

これを見ますと、昭和 25 年ぐらいに非常に高い墓地の許可件数があったということが見てとることができます。昭和 23 年 6 月 1 日に「墓地、埋葬等に関する法律」が施行されます。この当時は火葬ではなくて、土葬が一般的でしたので、土葬による地域への公衆衛生性の確保というものが前提になっているということが、その文章を読むことによって分かります。

「墓地、埋葬等に関する法律」は、改正という場合の議論では、現在では火葬が 99%を超えていますので、もっと違うことに対して、この墓理法を規定できる形にしていくべきではないかという議論があります。

「墓地、埋葬等に関する法律」が施行された後に「墓地、埋葬等に関する法律の施行に関する件」（昭和 23 年 9 月 13 日発衛第 9 号各都道府県知事宛て厚生次官通達）が出ています。これによって何が指摘されているかということ、民営による墓地の新規墓地開発が相次いで、墓地の性格であるところの非営利性と永続性の二つが危ぶまれるトラブルが多く発生しました。こうした墓地行政に歯止めをかけることが必要とされたために、墓地造成への取締りというのが求められるようになりました。

これが一番はっきり出ているのが、「墓地、納骨堂又は火葬上の経営の許可の取扱いについて」（昭和 43 年 4 月 5 日厚生省通達環衛第 8058 号）です。この通達には、「近年、株式会社等営利を目的とする法人に対して墓地の経営を許可する事例が見受けられるが、従来、墓地、納骨堂又は火葬上の経営主体については、〔中略〕原則として市町村等の地方公共団体でなければならず」とあります。地方公共団体でなければならないことが原則です。続けまして「これにより難い事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限ることとされてきたところである。これは墓地等の経営については、その永続性と非営利性が確保されなければいけないという趣旨によるもの」とあります。ここで非常に重要なのは、原則として地方公共団体が主体であるべきで

あるということです。なぜならば、墓地というのは永続性と非営利性が確保されている必要があるからです。

川添氏は、「東京 23 区では、戦後とバブル崩壊後に墓地数が増加していることがわかる」（報告書 33 ページ）と指摘しています。これは墓地の許可数の年次推計を見ると、後ろの方に許可数が上がっている部分があるからです。ここで言うバブル経済の崩壊後というのは、大体 1990 年代と考えてください。

「戦後の墓地増加を第 1 次霊園ブーム、バブル崩壊後の墓地増加を第 2 次霊園ブームとすることができる。墓理法の定める所では、墓地の造成、運営に関しては地方公共団体か宗教法人にしか認めておらず、許可を得ることは時間を要し、困難であると考えられるが、戦後に関しては新規墓地建設の規制緩和により増えたとすることができるが、バブル崩壊後の第 2 次霊園ブームに関しては、23 区の遊休地での造成が増えたことから考えると、行政における管理の曖昧さから新規ビジネスとしての要素が強まり、名義貸し等が行われたためであろうと予想できる」（報告書 33 ページ）と書いてあります。

確かに、行政的な規制が緩まったわけですが、この時期は同時に、東京都で大型の霊園供給が事実上不可能になってきた時期でもあります。そういう意味では、最初に申し上げた東京都内における墓地不足が、都内の遊休地の発生とあいまって、その遊休地を墓地化していくのです。墓地化するためには、地方公共団体でなければ宗教法人か、若しくは公益法人でなければならないので、公益法人の名義を借りるという手法が多く行われるようになり始めたのではないかと、ということが考えられます。

## 6 第 2 次霊園ブームの影響

この第 2 次霊園ブームの終わりに、さらに取締りを強化するための通達というのが、「墓地等の経営及び管理に関する指導監督の徹底について」（平成 11 年 3 月 29 日生衛発第 505 号各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長宛て厚生省生活衛生局長通知）です。

この通知では、「墓地等の経営については、永続性と非営利性の確保の観点から、営利企業が経営主体となり、又はその経営に対し実質的な支配を及ぼすことは望ましくないため、経営の許可の審査に当たっては、この点について十分に留意されたいこと。」とあります。民法に基づく指導監督権限と墓地、埋葬等に関する法律に基づく指導監督権限が国と地方公共団体に分かれることは適当でないので、「墓地等を経営する厚生大臣所轄の公益法人については、今後、新規の設立等を認めない」ということとなります。

これは宗教法人法に例えて話をさせていただくと、東京都知事所轄のオウム真理教をめぐる事件を一つの契機として、平成 7 年 12 月に宗教法人法の改正が公布されて、複数の都道府県内に境内建物を備える宗教法人及び当該の宗教法人を包括する宗教法

人については、文部大臣（現在は文部科学大臣）の所轄という形に法律が変わりましたが、これとよく似ていると考えることができます。複数の都道府県にわたって霊園の経営をする公益法人に関しては厚生労働大臣所管になるのだけでも、この厚生労働大臣所管の公益法人というのは、これ以上増やさないとことです。

なぜこのようなことが出てきたのかというと、墓地問題では非常に有名な事件ですが、過去に財団法人日本墓園が経営破綻する事件が起きました。平成 11 年 3 月 26 日には公益法人としての許可を取り消されました。この日本墓園は、財団法人の寄附行為にある設立目的にない事業、すなわちゴルフ場の開発などを行って 94 億円を超える負債を引き受けることになりました。この日本墓園は、神奈川県に横浜霊園と三浦海岸公園墓地、静岡県に清水公園墓地、鹿児島県に鹿児島霊園を運営していき、その基数を見ていただくと 26,000 を超える基数があるとされています。ここが経営破綻をしたことから、大規模な墓地経営ができる公益法人は、基本的には新たに設立しないということになります。

第 2 次霊園ブームによって問題が多発するようになる状況を受けて、厚生省（現在の厚生労働省）が「これからの墓地等の在り方を考える懇談会」を組織して、学識経験者等を交えて検討しました。平成 10 年 6 月に『「これからの墓地等の在り方を考える懇談会」報告書』（厚生省生活衛生局）が出されています。この中で問題にされている点は 4 点あります。

第一に「都市化によって墓地需要が増加」しているということ、第二に「承継者のいない墓地の増加（新しい墓地、無縁墳墓の改葬手続の簡略化）」です。この承継者がいない墓地に対して新しい墓地というのを考案する必要があるということと、これは同時に地方では無縁墳墓というのが出てくるということですので、この無縁墳墓を改葬する手続というのを簡略化することが必要だということになります。これにあわせて、この後、無縁墳墓改葬手続というのが法改正で簡略化がされます。第三に「事業型の墓地の経営の安定化（名義貸し対策）」、第四には「散骨運動への対応」ということがあります。「葬送の自由を進める会」が、1990 年代にいわゆる散骨運動を進めまして、それに対して厚生省が、宗教的感情を害さない範囲においては認められるという判断を示しました。しかし、これに対しては、例えば地方では散骨を禁止するための条例を制定している自治体もあります。

まとめますと、少なくとも平成 12 年の時点で厚生省の墓地行政が目指していたものは三つであると考えられます。「墓地の安定供給」として、墓地不足という問題に対してどう対応するか。「墓地使用者の保護」として、墓地が破綻してしまうと墓地利用者に多大な影響が出てしまうので、それをどうやって保護するのか。そのためには、「墓地経営の安定化」ということが、厚生省が考えていた行政目的であったと考えることができます。

## 7 宗教法人認証事務と「墓地経営・管理の指針等について」

これからの墓地等の在り方を考える懇談会の報告書をもとにして、「墓地経営・管理の指針等について」（平成12年12月6日生衛発第1764号各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長宛て厚生省生活衛生局長通知）が出されます。これはかなり大部のものです。が、「墓地経営の許可に関する指針」の中で、宗教法人の認証事務と関係すると思われる項目を抜き出すと、次に挙がっているものになります。

「○ 墓地経営者には、利用者を尊重した高い倫理性が求められること。」

この項目は、金もうけ主義ではいけないということです。

「○ 経営・管理を行う組織・責任体制が明確にされていること。」

その墓地管理者になったのであれば、経営管理に対する組織とか責任体制というのをきちんと作らなければいけないということです。

「○ 計画段階で許可権者との協議を開始すること。」

あらかじめその地域に対して説明をすることをしなければいけない。先ほど問題として紹介した事例でも説明会を2回行っています。

「○ 墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても宗教法人又は公益法人等に限られること。」

「○ いわゆる「名義貸し」が行われていないこと。」

墓地経営主体が宗教法人又は公益法人である場合には、墓地経営が可能な規則、寄附行為になっていること。墓地経営をその宗教にかかわらず行う場合には、規則に公益事業として記載することが必要ですから、これをきちんと行うということですね。

「○ 経営許可申請者が墓地経営を行うことを意思決定したことを証する書類が存すること。」

宗教法人の管理運営というものが責任役員会においてきちんと行われなければならないわけですから、責任役員会が行われて、その中で法人として墓地経営を行うという意思決定が行われたという議事録等が存在していない場合には、それを認めることができないということです。

「○ 墓地の設置場所について、周辺的生活環境との調和に配慮されていること。」

「○ 安定的な経営を行うに足りる十分な基本財産を有していること。」

「○ 自ら土地を所有していること。」

「○ 土地に抵当権等が設定されていないこと。」

これらの条項に関しては、宗教法人においていわゆる礼拝施設というものを自己所有しなければいけないということとつながる部分があると思います。

「○ 当初から過度な負債を抱えていないこと。」

「○ 中長期的収支見込みは適切であること。将来にわたって経営管理が可能な計画を立てていること。」

墓地の場合には、特に平地型の墓地について、墓地を最初に売る際は一時的にたくさん収益が経営主体に入るわけですが、それが一定の割合、特に最近では少子高齢化の影響もあるので、無縁化する危険というのが非常に高いわけです。そうすると、管理のための支出というものが非常に難しい状況になってくることがあるので、そういう事に対応する適切可能な計画が立てられているかどうかということでもあります。

「○ 墓地以外の事業を行っている場合には、経理・会計が区分されていること。」

宗教法人の場合には公益事業として行うわけですから、事業型の霊園に関しては経理・会計を区分する必要があるということです。

以上、これまでの墓地の流れと、それに関して墓地行政ではどのようなことが行われてきていたのか、説明させていただきました。それでは宗務行政とこの墓地問題は、どのように結び付いているのかを、これまでの経験と宗教学の知見からお話をさせていただきますと、二つのことが言えるのではないかと考えます。

一つは、墓地の供給というのは非常に公益的性格があるということです。安心して死ぬるために、社会がその人の死後のためのサービスというものをきちんと用意することは、東京市の公園造営に関わり緑化行政と霊園行政を進めた井下清（1884～1973）が、「それは社会の義務である」ということを書いています。いわゆるその非営利性とか公益性ということに関しては、今も変わっていないのではないかと思います。だからこそ、宗教法人が行う事業型墓地も非営利で永続性というものが求められるということです。公益的法人として宗教法人だけが事業型墓地への経営が許可をされているという根拠も、その活動自体がいわゆる単なる収益事業ではなくて、公益的な活動であるということが関係していると思われまます。

一方で墓地行政の目標は、先ほど申し上げたように墓地の安定供給と墓地使用者の保護と、墓地経営の安定化ということです。現在、実際に行われているとされる名義貸しのような状況というのは、宗教法人の公益的な立場から言っても問題ですし、墓地行政の目標から言っても非常に問題があると言われてしまっても致し方がないということです。



## 8 少子高齢化社会における墓地継承の問題

これは宗務行政の話ではないのですが、もしも宗教法人から公益事業である墓地運営を行うに際して、所轄庁に相談があった時には、御参考になればと思います。

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災で余り言われなくなっているのですが、現在、最も問題になっているのは、いわゆる無縁死の問題です。現在、これは墓地ではなくて葬儀の話になりますが、大体全国で 3 万人ぐらい、今から 2 年前の時点で無縁死があるとされています。その原因は何かというと、いろいろありますが、一つには少子高齢化という問題があります。この少子高齢化というのは、例えば日本で一人の女性が一生に産む子供の数を示す特殊出生率が 1.4 人ですが、この 1.4 という数字は 2 乗すると 2 になる数字なのです。もう少し具体的に言うと、いわゆる祖父母の世代の人数と孫の世代の人数を比べると、半分になるという形になります。将来的に墓地を必要とする家の数は減るはずなのに、今現在、特に都市部で墓地不足というのが起きているのは、所有している墓地が都市に近くないとか、交通の便が悪いという理由で使用されなくなるものも多いからだと考えられます。

もう一つは、承継者を必要としない墓を希望する人というのが非常に増えていることです。むしろこちらが問題ではないかということです。例えば平成 24 年 8 月 15 日に NHK のニュースで、東京都の小平霊園で、樹林墓地の募集を始めたところ、16 倍の希望者があったことが取り上げられていました。簡単に説明しますと、樹林墓地というのは墓石の代わりに木が立てられていて、カロート（納骨箱）の代わりに下が土になっているのです。なので、そこに骨をまける形になりますので、遠い将来にはその骨が土になり得るといふ形式の墓地です。今、例えば首都圏の寺院では、樹木葬を行ったり、桜葬というのを始めるところがあるのですが、これは必ずしも血のつながりのない人が一緒に入る大規模集合墓地で墓石の代わりに木を植えるという形だけのものです。子供がいても、こうした墓地を選ぶ人がおり、将来的には、このような大規模墓地が、需要が高くなっていくという傾向があると思います。

ただ、これらの墓地からは多分そんなには収益が上がりません。一人が使用する石材量は非常に少なくなりますので、少なくとも石材店はそれほど儲かれないと思います。将来的に代々の家墓を使用する人の数が減少することが予測されるのに、石材店の都合から、「寺院墓地をやりませんか」、「資金を援助させていただきます」のような形で、いわゆる普通の霊園を造ってしまった場合、将来的に無縁墓が増えて、管理上非常に人的コストが掛かる形になって、結果として、本来の宗教活動に対して悪い影響を与えることになる可能性が非常に高いです。

## おわりに—宗務行政と霊園問題—

最後に、宗教法人事務として、霊園問題に対してどういう立場をとるべきであるかということをお話します。宗教法人法というのは基本的に宗教活動の内容に対して、監督や指導を行える法律になっておりません。重要なのは、その宗教法人が規則どおりに適正な形で運営されているかどうかということでもあります。ですので、この墓地問題に関しても、宗務行政の側からこれに関わるとすると、重要なことは、それが規則どおりに行われているかどうかということではないかと思われま

す。先ほど「墓地経営・管理の指針等について」にて、幾つか指摘をさせていただきました。特に重要なのは、きちんと法人として意思決定がなされているかどうかということです。そのための規則改正の手續というのが適法にきちんと処理されているかを確認する必要があります。もちろん墓地運営をするためには、その宗教法人の財産処分ということが関わってきますので、その財産処分に関して、信者等に対してきちんと責任役員会はもちろん、報告等がなされているかどうかということです。

そうした活動の透明性が図れていれば、墓地行政で言われている周辺地域の生活環境との調和、関係者との協調、利用者を尊重した高い倫理性という点も達成されるのであります。法人内での意思決定や財産処分の適法性、透明性ということに関しては確認することは可能であります。

少し時間を超えましたが、以上です。御清聴ありがとうございました。

## 参考資料

「墓地経営・管理の指針等について」（平成 12 年 12 月 6 日生衛発第 1764 号各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長宛て厚生省生活衛生局長通知）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/0104/tp0413-2.html>

川添善行『首都圏における事業型墓地開発の実態とその対策』（財団法人土地総合研究所、平成 17 年度土地関係研究者育成支援事業報告書）

<http://www.lij.jp/info/sien/sien17/kawasoe.pdf>

## 付記

本稿は、平成 24 年 8 月 21 日(火)に東京都消費生活総合センター会議室（東京都新宿区）で行われた平成 24 年度都道府県宗教法人事務担当者研修会（認証事務・不活動宗教法人対策）での講義内容をもとにしたものである。

## 相続税更正処分取消等請求事件

(庭内神しの敷地等に係る相続税法第12条第1項第2号の非課税規定の取扱いに関する事案)

本件は、原告が、被相続人を亡乙とする相続に係る相続税につき、相続財産である土地のうち、弁財天及び稲荷を祀った各祠（以下「本件各祠」という。）の敷地部分（以下「本件敷地」という。）を相続税法第12条第1項第2号に定める非課税財産とする内容を含む申告及び更正の請求（以下「本件更正請求」という。）をしたところ、西新井税務署長が、納付すべき税額を申告額より減じるものの、本件敷地は非課税財産に当たらないとしてこれについての課税をする内容を含み、本件更正請求に係る税額を上回る税額とする減額更正処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、原告がこれを不服として、主位的には本件敷地が非課税財産に当たると主張し、予備的に本件敷地は一般人が移設を躊躇する祠が所在するため売却困難であるから、一定の評価減を行わなかった本件処分は相続税法第22条に違反すると主張してその取消しを求めた事案である。

相続税法第12条第1項柱書き及び同項第2号では、墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるものの財産の価額は、相続税の課税価格に算入しないと定められているところ、東京地裁は、庭内神しの敷地のように庭内神し等の設備そのものとは別個のものであっても、そのことのみを理由としてこれを一律に「これらに準ずるもの」から排除するのは相当ではなく、当該設備とその敷地、附属設備との位置関係や当該設備の敷地への定着性その他それらの現況等といった外形や、当該設備及びその附属設備等の建立の経緯・目的、現在の礼拝の態様等も踏まえた上での当該設備及び附属設備等の機能の面から、当該設備と社会通念上一体の物として日常礼拝の対象とされているとあってよい程度に密接不可分の関係にある相当範囲の敷地や附属設備も当該設備と一体の物として「これらに準ずるもの」に含まれるものと解すべきであると判示した上で、本件敷地は、本件各祠と社会通念上一体の物として日常礼拝の対象とされているとあってよい程度に密接不可分の関係にある相当範囲の敷地ということができるとして、原告の請求を認容した。

本件は、控訴されずに確定し、平成24年7月、国税庁は、庭内神しの敷地等に係る相続税法第12条第1項第2号の相続税の非課税規定の取扱いを変更した。詳しくは下記の国税庁ホームページを参照されたい。なお同ページによれば、「庭内神し」とは、一般に、屋敷内にある神の社や祠等といった御神体を祀り日常礼拝の用に供しているものをいい、御神体とは不動尊、地蔵尊、道祖神、庚申塔、稲荷等で特定の者又は地域住民等の信仰の対象とされているものを指す。

「庭内神し」の敷地等に係る相続税法第12条第1項第2号の相続税の非課税規定の取扱いの変更について（平成24年7月国税庁）

<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h24/teinai/01.htm>

## 平成24年6月21日 東京地裁判決

平成22年（行ウ）第494号 相続税更正処分取消等請求事件

口頭弁論終結日 平成24年3月1日

### 判 決

|                   |  |
|-------------------|--|
| 原 告               | 甲  |
| 同訴訟代理人弁護士         | 山下 清兵衛<br>田代 浩誠  |
| 同補佐人税理士           | 佐久間 庸夫   |
| 被 告               | 国  |
| 同代表者法務大臣<br>処分行政庁 | 滝 実<br>西新井税務署長<br>木下 幹夫                                    |
| 同指定代理人            | 渡邊 未来子<br>高橋 理恵<br>滝澤 衆<br>山口 克也<br>木崎 弘之<br>森田 敦<br>中澤 直人 |

### 主 文

- 1 処分行政庁が平成21年3月11日付けで原告に対してした，平成19年3月16日相続開始に係る相続税の更正処分のうち，納付すべき税額3270万6900円を超える部分を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

### 事 実 及 び 理 由

#### 第1 請求

主文同旨

#### 第2 事案の概要

本件は，原告が，被相続人を亡乙（以下「亡乙」という。平成19年3月16日死亡）とする相続（以下「本件相続」という。）に係る相続税につき，相続財産である別紙1物件目録1記載の土地のうち，弁財天及び稲荷を祀った各祠（以下，両者を併せて「本件各祠」という。）の敷地部分（一筆の土地の一部であり別紙2の斜線部分に所在する。以下「本件敷地」という。）を相続税法（平成19年法律第6号による改正前のもの。以下，特に断らない限り，同じ。）12条1項2号（以下「本件非課税規定」という。）の非課税財産とする内容を含む申告及び更正の請求（以下「本件更正請求」という。）をしたところ，西新井税務署長が，納付すべき税額を申告額

よりも減じるものの、本件敷地は非課税財産に当たらないとしてこれについての課税をする内容を含み、本件更正請求に係る税額を上回る税額とする減額更正処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、原告がこれを不服として、主位的には本件敷地が非課税財産に該当すると主張し、予備的に本件敷地は一般人が移設を躊躇する本件各祠が所在するため売却困難であるから、別紙1 物件目録1 記載の土地について一定の評価減を行わなかった本件処分は相続税法22条に違反すると主張して、本件処分の取消しを求める事案である。

## 1 関係法令及び通達の定め

### (1) 相続税法12条1項関係

#### ア 相続税法12条1項2号

相続税法12条1項柱書き及び同項2号は、墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるものの財産の価額は、相続税の課税価格に算入しないと定めている。

#### イ 本件非課税規定に関する通達

相続税法基本通達は、本件非課税規定につき、①12-1（以下「基本通達12-1」という。）において、本件非課税規定に規定する「墓所、霊びょう」には、墓地、墓石及びおたまやのようなもののほか、これらのものの尊厳の維持に要する土地その他の物件をも含むものとして取り扱うものとする、②12-2（以下「基本通達12-2」という。）において、本件非課税規定に規定する「これらに準ずるもの」とは、庭内神し、神たな、神体、神具、仏壇、位はい、仏像、仏具、古墳等で日常礼拝の用に供しているものをいうのであるが、商品、骨とう品又は投資の対象として所有するものはこれに含まれないものとする定めている。（乙5）

### (2) 相続税法22条

相続税法22条は、同法第3章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による旨を定めている。

## 2 前提事実（争いのない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

### (1) 本件敷地及び本件各祠の位置関係及び現況等

本件敷地は、別紙1 物件目録1 記載の土地のうち別紙2の斜線部分に所在し、別紙3-1のとおり、南側に石造りの鳥居（別紙3-2①）、東側に稲荷の祠（神棚及び9体の稲荷が収められており、賽銭箱や燭台等も配置されている。別紙3-2⑤⑥）、西側に弁財天の祠（弁財天が2体祀られ、燭台や鉢等も配置されている。別紙3-2③④）がそれぞれコンクリートの土台の上に設置され、鳥居から本件各祠までは石造りの参道（別紙3-2①）が敷設され、本件敷地のほぼ全体に砂利が敷き詰められている。（甲11, 13, 乙9）

上記の稲荷の祠及び弁財天の祠（本件各祠）は、原告の先祖の女性の霊や一族の守護霊を祀ったものであるか否かはさておき、少なくとも庭内神し（屋敷内にある神の社や祠などをいい、一般にご神体を祀り礼拝の用に供されている建物等をいう。ご神体に類するものは、不動尊，地蔵尊，道祖神，庚申塔，稲荷等の特定の者又は地域住民等の信仰の対象とされている物である。）に該当する。（乙10）

(2) 相続の開始等

亡乙は、平成19年3月16日に死亡した。亡乙の相続人は、長男原告、二男の丙（以下「丙」という。）及び三男の丁（以下「丁」という。）の3名であった。（甲1）

原告、丙及び丁は、同年12月16日、亡乙の遺産である別紙1物件目録1及び2各記載の土地（以下「本件土地」という。）を原告が単独で取得する旨の遺産分割協議を成立させた。（甲12）

(3) 本件処分に至る経緯

ア 相続税の申告等

原告は、法定申告期限内である平成20年1月10日、西新井税務署長に対し、別紙4の「期限内申告」の区分の各欄記載のとおり、本件相続に係る相続税の申告書（以下「本件申告書」という。）を提出したが、同年11月25日、同申告書には、①土地の評価の誤りがあること〔原告は、本件土地の評価につき、〈ア〉税務調査の際、自宅用地について正面路線価の判定に誤りがあると指摘されたことを受けて、亡乙の自宅も同じであるので正面路線価を変更して再計算をした結果減額し、〈イ〉亡乙の居住用宅地について、誤って租税特別措置法（平成21年法律13号による改正前のもの。以下「措置法」という。）69条の4の特定居住用宅地等の課税価格の計算の特例を適用していたので、これを訂正した。〕、②債務控除の金額に計上漏れがあること、③相次相続控除が発生したことなどの誤りがあるとして、税額の減額を求めて、別紙4の順号2「更正の請求」の各欄記載のとおり、西新井税務署長に本件更正請求をした。（甲1，2）

原告は、本件申告書及び本件更正請求において提出された相続税の更正の請求書中にある「相続税がかかる財産の明細書」の本件敷地の価額を零円と記載していた。（甲1，2）

イ 本件処分

西新井税務署長は、平成21年3月11日、原告に対し、本件更正請求の①ないし③の理由の一部を認容して、相続税額を申告額より減額する一方、本件敷地については、相続税法12条1項2号（本件非課税規定）の非課税財産に当たらないとして、相続税の課税財産に加算し、別紙4の順号3「更正処分」の各欄記載のとおり、本件相続に係る原告の相続税額を減額する更正処分（本件処分）をした。（甲3）

(4) 本訴提起に至る経緯等

ア 原告は、平成21年4月27日付けで西新井税務署長に対し、本件処分を不服として異議申立てをしたが、西新井税務署長は、同年6月25日付けで同異議申立てを棄却する旨の決定をした。(甲4)

イ 原告は、平成21年7月14日、国税不服審判所長に対し、上記アの決定を経た後の本件処分に不服があるとして審査請求をし、国税不服審判所長は、平成22年3月1日付けで、原告に対し、同審査請求を棄却する旨の裁決をした。(甲5)

ウ 原告は、平成22年9月2日、本件訴えを提起した。(顕著な事実)

3 相続税額等の計算の基礎となる金額及び計算方法

被告が本訴において主張する本件相続に係る原告の課税価格及び納付すべき相続税額は別紙5(なお、別紙5添付の別表については、別表5-1等と表記することとする。)記載のとおりであり、本件の争点に関する部分を除き、相続税額の計算の基礎となる金額及び計算方法に争いはない。

4 争点

(1) 本件敷地の非課税財産該当性

(2) 本件処分における本件敷地の課税価格は相続税法22条に違反するか

5 争点に関する当事者の主張の要旨

(原告の主張の要旨)

(1) 争点(1)(本件敷地の非課税財産該当性)

(原告の主張の要旨)

ア 非課税財産の範囲

本件非課税規定にいう「墓所」とは、墳墓のみならずその尊厳維持のための土地を含めた一体の財産を意味し、また、「霊びょう」とは、単に祖先の霊を祀った屋舎及びその尊厳維持のための土地を含めた一体の財産を意味するものと解される(霊びょうは、遺体・遺骨が葬ってあることは必要ではない)。

また、本件非課税規定の文理からすると、非課税財産として「墓所に準ずるもの」、「霊びょうに準ずるもの」がそれぞれ定められていると解されるところ、「墓所」や「霊びょう」の定義が上記のとおり解されているのも、国民が「墓所」や「霊びょう」だけでなくこれと機能的に一体となっている敷地部分も併せて畏敬の対象としているという国民の法感情を保護する目的に出たものであることに鑑みれば、「墓所に準ずるもの」、「霊びょうに準ずるもの」とは、「墓所」や「霊びょう」に準ずる礼拝対象施設については、当該礼拝対象施設だけを指すのではなく、これと機能的に一体となってその尊厳維持のために一つの場を形成している敷地部分も含むものと解される。

イ 本件各祠及び本件敷地について

(ア) 本件各祠について

本件各祠に祀られている弁財天は、原告の先祖の女性が一族の繁栄を願って自ら弁財天となったものと伝承されており、弁財天を祀った祠は、祖先の霊を祀った屋舎に他ならないから霊びょうに該当する。

また、本件各祠に祀られている稲荷は、原告の先祖が分家するに当たって、家の屋敷神（宅地内の一隅や宅地続きの小区画に祀られた神をいう）・守護霊として、稲荷を分祀したものと伝承されており、稲荷を祀った祠は、原告一族の守護霊を祀ったものとして、墓所ないし霊びょうに準ずるものとして「これらに準ずるもの」に該当する。

(イ) 本件敷地について

本件敷地は、代々本件各祠とともに承継されている土地であり、本件各祠の他に鳥居が設置され、また、その鳥居から本件各祠に至るまで、石造りの参道が敷設されていて本件敷地以外の別紙1物件目録記載1の土地とは外形的に異なった神社の境内地と同様の外観を有していることからすると、本件敷地、本件各祠、鳥居等が機能的に一体となって、原告の先祖である弁財天及び原告一族の守護神である稲荷を祀る畏敬の場が作出されているといえる。

したがって、本件敷地は、霊びょうや霊びょうに準ずるものといえることができ、非課税財産に該当する。

ウ 小括

以上のとおり、本件敷地は、本件非課税規定に規定されている非課税財産に該当するから、本件敷地を課税財産とした本件処分は違法である。

(被告の主張の要旨)

ア 非課税財産の範囲等

「墓所、霊びょう」とは、祖先の遺体や遺骨を葬っている又は祖先の霊を祀っている祖先祭祀のためのものをいい、民法897条1項の「墳墓」に相当する概念である。「墳墓」については、墓石等の設備が設置されている敷地も当該設備に準じて祖先の祭祀を主宰すべき者に承継するとされていることから、「墓所、霊びょう」についても、「墳墓」と同様に、墓石等の設備だけではなく、その尊厳の維持に要する土地が含まれ、非課税財産とされている（基本通達12-1参照）。

また、本件非課税規定にいう「これらに準ずるもの」とは、原告が主張するように「墓所に準ずるもの」は何か、「霊びょうに準ずるもの」は何かというような観点から定められたものではなく、「墓所、霊びょう及び祭具」には該当しないものの、神仏が祀られるなどして日常礼拝の対象となっているものについて、国民感情に配慮して非課税財産として定められたものであって、商品又は骨とう品として所有するものを除き、神仏を祀り、日常礼拝の用に供されている財産を



指し、具体的には庭内神し、神たな、神体、神具、仏壇、位はい、仏像、仏具、古墳等がこれに当たると解される（基本通達12-2参照）。そして、庭内神しについては、日常礼拝の対象となっているのは、ご神体及びそれを祀る建物としての庭内神しそのものであって、その敷地は含まないから、庭内神しの敷地については、「これらに準ずるもの」には該当しない。

これに対し、原告は、本件非課税規定は、同規定に該当する財産のほか、これと機能的に一体となる財産までを非課税財産に含めるものと解されると主張しているが、このように解すべき根拠となる文言は相続税法には見当たらないし、あくまで「墓所、霊びょう」について、それが設置されている敷地に限って「墓所、霊びょう」に準じて取り扱うとの解釈は、「これらに準ずべき」ものと機能的に一体となる財産にまで妥当するとは解されず、原告主張の解釈をする根拠とはならない。

#### イ 本件各祠及び本件敷地について

本件各祠は、①弁財天及び②稻荷を祀っているものにすぎず、祖先の遺体や遺骨を葬っている設備ではない上、①弁財天は、音楽・弁才・財福等をつかさどる女神で、日本において古来から信仰されてきた七福神の一つであるという一般的理解からすると、原告が主張するような原告の先祖の女性の霊を祀ったものとはいい難いし、また、②稻荷も、五穀をつかさどる倉稲魂を祀るものであるという一般的理解からすると、原告主張の原告の一族の守護霊を祀ったものとの理解は整合しない（原告主張の参拝方法からも弁財天や稻荷の一般的理解を超えるものとはいえない）。そうすると、本件各祠は、祖先の霊を祀る設備とはいえず、「墓所、霊びょう」には該当しないし、祖先の祭祀、礼拝の用に供されているわけでもないから、「庭内神し」や「神たな」のように、日常礼拝の用に供されている財産として本件非課税規定にいう「これらに準ずるもの」に該当するにすぎない。

そして、日常礼拝の対象となっているのは、本件各祠それ自体であって、その敷地ではなく、「墓所、霊びょう」が祖先の遺体や遺骨を葬り、祖先に対する礼拝の対象となっていることと比較して、両者は性格を異にしているし、非課税財産とされている理由も異なるといえる。

また、「これらに準ずるもの」の解釈に関する基本通達12-2も、「墓所、霊びょう」の解釈に関する基本通達12-1のように、「これらのものの尊厳の維持に要する土地その他の物件をも含むものとして取り扱うものとする。」とまで定めていないことから、本件各祠の敷地は、「これらに準ずるもの」に当たらず、非課税財産に含まれないと解される。

したがって、本件各祠の敷地（本件敷地）は、非課税財産に当たらない。

#### ウ 小括

したがって、本件敷地は、本件非課税規定に規定されている非課税財産のい

れにも該当しないから、本件処分に違法性はない。

(2) 争点(2) (本件処分における本件敷地の課税価格は相続税法22条に違反するか)

(原告の主張の要旨)

本件敷地が非課税財産に該当しないとしても、一般に、庭内神しは、崇りを恐れて、別の場所に移設することは難しいというのが世の中の実態であり、仮に移設をすることになっても、御霊抜き等の儀式をしなければならず、移設後の旧敷地部分に建物の基礎を乗せて建築をすることに躊躇を覚える人が極めて多いことから、売却が難しい物件の典型例とされていることに照らすと、庭内神しを有する宅地は、それを有しない宅地と比べ、売却価格が下がるところ、本件敷地は、庭内神しの敷地であるから、これについて相続税法22条の「時価」に基づく課税を行うには、本件敷地を非課税ないし大幅な評価減とするか、又はその庭内神しを有する別紙1物件目録1記載の土地全体について一定の評価減が必要である。

これに対し、本件処分は、本件敷地につき評価減を一切行わず、通常の宅地と同等の評価をしているから、相続税法22条に違反している。

(被告の主張の要旨)

庭内神しの敷地の評価については、庭内神し及びその敷地の状況に基づいて、①庭内神しが個人の住宅敷地内に存在しているものの、地域住民等の信仰の対象とされている場合と、②庭内神しが個人の住宅敷地内に存在し、道路に面していない又は塀等に囲まれるなどして、一般人が参拝するには、当該敷地の所有者等の了解を取る必要があるなど、主に当該敷地所有者及びその親族等の信仰の対象とされている場合に分けて検討すべきである。

本件各祠は、X家以外の者が参拝の対象としているものではないから、上記②に該当するところ、原告の主張をみても、その主観的な感情や認識はおくとしても、庭内神しを移設し、当該敷地を更地にすること等に関し何らかの法的な規制や事実上の制約はないから、その取引価格が通常の宅地の取引価格に比して著しく低下するとはいえず、本件敷地部分又はその宅地全体について、相続税の課税上、非課税とし又は一定の評価減を行う必要性は認められない。

よって、原告の主張は理由がない。

### 第3 当裁判所の判断

#### 1 争点(1) (本件敷地の非課税財産該当性) について

- (1) ア 相続税法12条1項柱書き及び同項2号(本件非課税規定)は、墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるものについては、その財産の価額につき、相続税の課税価格に算入しないものと定めて、これらの財産を相続税の非課税財産としている。民法896条により、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するのが原則とされるが、同法897条1項は、祖先祭祀、祭具承継といった伝統的感情的行事を尊重して、系譜、祭具

及び墳墓の所有権は、同法 896 条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継するとしている。本件非課税規定は、民法 897 条 1 項の祭祀財産の承継の規定の精神にのっとり、また、民俗又は国民感情の上からも上記の物が日常礼拝の対象となっている点を考慮して定められたものと解される。

本件非課税規定やその他の関係法令をみても、本件非課税規定にいう「墓所、霊びょう及び祭具」や「これらに準ずるもの」の具体的な定義を定めた規定は特にない。しかし、本件非課税規定の「墓所」等の文言が有する通常の意味及び本件非課税規定の上記趣旨からすれば、①「墓所」とは一般に死者の遺骸や遺骨を葬った所をいい（甲 9）、遺体や遺骨を葬っている設備（墓石・墓碑などの墓標、土葬については埋棺など）を意味する民法 897 条 1 項にいう「墳墓」に相当するものと解され、民法上、当該設備の相当範囲の敷地は、墳墓そのものではないものの、これに準じて取り扱うべきものと一般に解されていることも併せ考慮すると、「墓所」は、墓地、墓石等の墓標のほか、これらのものの尊厳の維持に要する土地その他の物件を含むと解するのが相当である。また、②「霊びょう」とは一般に祖先の霊を祀った屋舎をいい（甲 8）、必ずしも遺体や遺骨の埋葬を伴う施設ではないものの、広い意味で民法 897 条 1 項にいう「墳墓」に相当するものと解され、「墓所」と比較しても祖先崇拝・祭祀等の目的や機能上の点で異なることはないことからすると、上記①と同様に、「霊びょう」は、祖先の霊を祀った屋舎のほか、その尊厳の維持に要する土地その他の物件を含むと解するのが相当である（したがって、基本通達 12-1 は、上記①及び②と同旨の解釈基準を示すものとして相当である。）。なお、③「祭具」とは、民法 897 条 1 項にいう「祭具」と同様に、祖先の祭祀、日常礼拝の用に供される位はい、霊位、それらの従物などをいうものと解される。

以上を踏まえ、本件非課税規定にいう「これらに準ずるもの」の意義を検討すると、④「これらに準ずるもの」とは、その文理からすると、「墓所」、「霊びょう」及び「祭具」には該当しないものの、その性質、内容等がおおむね「墓所、霊びょう及び祭具」に類したものをいうと解され、さらに、相続税法 12 条 1 項 2 号が、上記のとおり祖先祭祀、祭具承継といった伝統的感情的行事を尊重し、これらの物を日常礼拝の対象としている民俗又は国民感情に配慮する趣旨から、あえて「墓所、霊びょう又は祭具」と区別して「これらに準ずるもの」を非課税財産としていることからすれば、截然と「墓所、霊びょう又は祭具」に該当すると判断することができる直接的な祖先祭祀のための設備・施設でなくとも、当該設備・施設（以下、設備ないし施設という意味で「設備」という。）を日常礼拝することにより間接的に祖先祭祀等の目的に結びつくものも含むものと解される。そうすると、「これらに準ずるもの」には、庭内神し

(これは、一般に、屋敷内にある神の社や祠等といったご神体を祀り日常礼拝の用に供されているものをいい、ご神体とは不動尊、地藏尊、道祖神、庚申塔、稲荷等で特定の者又は地域住民等の信仰の対象とされているものをいう。)、神たな、神体、神具、仏壇、位はい、仏像、仏具、古墳等で日常礼拝の用に供しているものであって、商品、骨とう品又は投資の対象として所有するもの以外のものが含まれるものと解される(したがって、基本通達12-2は、これと同旨の解釈基準を示すものとして相当である。))。

前提事実(1)によれば、本件各祠は、少なくとも庭内神しに該当するのであるから、本件非課税規定にいう「これらに準ずるもの」に該当することは明らかであり、この点について当事者間に争いはない。

イところが、被告は、本件各祠の敷地(本件敷地)については、庭内神しそのものでないことを理由として、本件非課税規定にいう「これらに準ずるもの」に該当しないと主張している。

確かに、庭内神しとその敷地とは別個のものであり、庭内神しの移設可能性も考慮すれば、敷地が当然に「これらに準ずるもの」に含まれるということとはできない。しかし、上記アで説示した本件非課税規定の趣旨並びに「墓所」及び「霊びょう」の解釈等に鑑みれば、庭内神しの敷地のように庭内神し等の設備そのものとは別個のものであっても、そのことのみを理由としてこれを一律に「これらに準ずるもの」から排除するのは相当ではなく、当該設備とその敷地、附属設備との位置関係や当該設備の敷地への定着性その他それらの現況等といった外形や、当該設備及びその附属設備等の建立の経緯・目的、現在の礼拝の態様等も踏まえた上での当該設備及び附属設備等の機能の面から、当該設備と社会通念上一体の物として日常礼拝の対象とされているとあってよい程度に密接不可分の関係にある相当範囲の敷地や附属設備も当該設備と一体の物として「これらに準ずるもの」に含まれるものと解すべきである。

したがって、本件敷地についても、庭内神しである本件各祠との位置関係や現況等の外形及び本件各祠等の機能の面から、本件各祠と社会通念上一体の物として日常礼拝の対象とされているとあってよい程度に密接不可分の関係にある相当範囲の敷地であるか否かを検討すべきである(以上の説示に反する被告の前記主張を採用することはできない。))。

(2)ア 前提事実並びに証拠(乙9)及び弁論の全趣旨によれば、本件各祠の建立経緯や本件各祠の祭祀状況は次のとおりと認められる。

(ア) X家は仏教を信仰しているが、本件各祠は原告の父よりも相当以前の100年程度前に本件敷地に建立されたものであり、X家で代々祀られており、X家以外の者が参拝することはない(稲荷については、本件敷地を承継した者が参拝し、原告の家族以外のX家の者が参拝することもない。なお、本件

各祠が過去に移設されたこともない。)。また、鳥居については、原告の父が木製だったものを石造りのものに建て替えた。

X家では、原告の妻が、初午の日に本件敷地にのぼりを立てて、本件各祠につき祭事を行い、本件各祠に果物等の供物をし、普段の参拝は二礼二拍手一礼で行うのが基本であるが、近所に目立たないよう手を合わせて一礼で行っており、稲荷については特に崇りがあるといけないので大切にしよう言われている。

(イ) 原告は、弁財天は、原告の先祖の女性が一族の繁栄を願って自ら弁財天となったもので、弁財天を祀った祠は、祖先の霊を祀った屋舎に他ならないと主張しているが、その信憑性の有無はさておくとして、上記(ア)の伝承内容も考慮すれば、少なくともX家の家庭内において、本件各祠において弁財天や稲荷を日常的に礼拝することは、間接的にせよX家の祖先を崇拝するという意味合いも併せ持っているものと認められる。

イ 以上の事実に加え、前提事実(1)で認定した本件敷地及び本件各祠の位置関係及び現況等によれば、本件各祠は、庭内神所に該当するところ、本件敷地は、①本件各祠がコンクリート打ちの土台により固着されてその敷地となっており、しかも本件各祠のみが存在しているわけではなく、その附属設備として石造りの鳥居や参道が設置され、砂利が敷き詰められるなど、外形上、小さな神社の境内地の様相を呈しており、②本件各祠やその附属設備(鳥居は原告の父の代には既に存在していた。)は、建立以来、本件敷地から移設されたこともなく、その建立の経緯をみても、本件敷地を非課税財産とする目的でこれらの設備の建立がされたというよりは、真に日常礼拝の目的で本件各祠やその附属設備が建立されたというべきであるし、祭事にはのぼりが本件敷地に立てられ、現に日常礼拝・祭祀の利用に直接供されるなど、その機能上、本件各祠、附属設備及び本件敷地といった空間全体を使用して日常礼拝が行われているといえる(例えば、仏壇や神たな等だけが置かれていて、当該敷地全体や当該家屋部分全体が祖先祭祀や日常礼拝の利用に直接供されていない単なる仏間のようなものとは異なるといえよう。)

このような本件各祠及び本件敷地の外形及び機能に鑑みると、本件敷地は、本件各祠と社会通念上一体の物として日常礼拝の対象とされているとあってよい程度に密接不可分の関係にある相当範囲の敷地といえることができる。

以上からすると、本件敷地は、本件非課税規定にいう「これらに準ずるもの」に該当するといえることができる。

以上の説示に反する被告の主張は、いずれも理由がなく採用することができない。

## 2 相続税の課税価格及び納付すべき税額

本件敷地が非課税財産となる結果、土地の価額は、別表6-3-1のとおり、2億4614万4852円から449万0472円減額されて2億4165万4380円となり、これを前提に前記1の判示部分並びに前記第2の3の当事者間に争いが無い相続税額の計算の基礎となる金額及び計算方法により計算すると、原告が納付すべき相続税額は、別表6-1〔課税価格等の計算明細表（裁判所認定額）〕のとおり、3270万6200円となる。

### 3 小括

したがって、争点（2）について判断するまでもなく、本件処分のうち原告が納付すべき税額3270万6900円を超える部分は、違法であるから、取り消されるべきである。

### 第4 結論

以上の次第で、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、訴訟費用の負担について行政事件訴訟法7条、民訴法61条を適用して、主文のとおり判決する。

（口頭弁論終結日 平成24年3月1日）

（東京地方裁判所民事第2部 裁判長裁判官 川神裕 裁判官 菅野昌彦）

（裁判官林史高は、差し支えのため署名押印することができない。裁判長裁判官 川神裕）

（別紙1） 物件目録

1 所在 a

地番 b

地目 宅地

地積 572.73㎡

ただし、遺産分割協議書上は、宅地890.15㎡のうちマンション敷地分206.58㎡及び下記2の116.14㎡を控除した自宅546.43㎡及び庭内神しの敷地21㎡と表示されている。

2 所在 c

地番 d

地目 宅地

地積 116.14㎡

ただし、持分100分の67。なお、遺産分割協議書上は、地番d番eと表示されている。

以上

- (別紙 2) f 区 g 丁目 h 番 実測図
- (別紙 3-1) 実測図拡大 撮影位置図
- (別紙 3-2) 撮影①②③④⑤⑥
- (別紙 4) 課税の経緯
- (別紙 5) 略
- (別表 5-1) 課税価格等の計算明細表
- (別表 5-2) 相続税の総額の計算明細表
- (別表 5-3-1) 土地の明細
- (別表 5-3-2) 小規模宅地等の特例適用後の本件土地の価額
- (別表 5-3-3) 本件土地の 1 m<sup>2</sup>当たりの価額
- (別表 5-3-4) 本件土地に係る不整形地補正率  
(別表 4-3 における不整形地補正率)
- (別表 5-4) 債務等の明細
- (別表 5-5) 相次相続控除額の計算明細表
- (別表 6-1) 課税価格等の計算明細表 (裁判所認定額)
- (別表 6-2) 相続税の総額の計算明細表
- (別表 6-3-1) 土地の明細
- (別表 6-3-2) 小規模宅地等の特例適用後の本件土地の価額
- (別表 6-3-3) 本件土地の 1 m<sup>2</sup>当たりの価額
- (別表 6-3-4) 本件土地に係る不整形地補正率  
(別表 4-3 における不整形地補正率)
- (別表 6-4) 債務等の明細
- (別表 6-5) 相次相続控除額の計算明細表

# 1 宗教法人「鳴尾キリスト福音教会」の規則変更認証決定に係る審査請求に対する裁決（平成22年12月1日）

## 裁 決 書

審査請求人

東京都豊島区駒込三丁目15番20号

宗教法人 日本アッセンブリーズ・オブ・ゴッド教団

代表役員 A

上記審査請求人から平成22年7月23日付けで提起された宗教法人鳴尾キリスト福音教会の規則の変更の認証に係る審査請求については、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求は、棄却する。

## 不 服 の 要 旨

審査請求人の不服申立ては、兵庫県知事（以下「処分庁」という。）が平成22年5月27日付けで行った宗教法人鳴尾キリスト福音教会（以下「鳴尾教会」という。）の規則（以下「本件規則」という。）の変更の認証（以下「本件処分」という。）は、次のとおり、違法なものであるから、その取消しを求めるというものである。

- 1 本件規則41条によれば、規則の変更には「教会会議において出席した教会議員の3分の2以上の議決」が必要なところ、鳴尾教会では、慣行として教会会議を招集する場合には事前に何を議決するのか具体的に明示して周知していたが、審査請求人である包括宗教法人日本アッセンブリーズ・オブ・ゴッド教団（以下「審査請求人」という。）との被包括関係の廃止に係る規則の変更（以下「本件規則変更」という。）のための議決を行った平成21年4月5日の教会会議（以下「本件教会会議」という。）の招集通知には「規則変更に関する件」と記載されていただけで、被包括関係の廃止を内容とするものであることが記載されておらず、招集手続に不備がある。
- 2 本件教会会議の招集通知には委任状が添付されており、委任の内容として「一切の権



利を総会議長に委任いたします。」と記載されているところ、委任状提出者には、招集通知に記載されている「規則変更に関する件」が被包括関係の廃止を内容とするものであるという認識はなかったのであるから、委任状提出者の票が、本件規則変更について賛成票として取り扱われた議決は無効である。

- 3 宗教法人法（以下「法」という。）26条2項及び3項に基づき、被包括関係の廃止についての信者等に対する公告及び包括宗教法人に対する通知は、本件教会会議の前になされなければならないが、その後にはかなされておらず、その点において手続違反である。
- 4 本件教会会議において、被包括関係の廃止という重大な議案を議決するには、十分に時間が取られておらず、一方的かつ感情的、さらには脅迫じみた演出のもとに議決され、鳴尾教会信徒らが、本件教会会議の議決の無効確認を求める訴訟を提起しているところ、これは、法28条及び14条1項2号の「当該規則がこの法律その他の法令の規定に適合していること」という要件を備えているかどうかを確認することができないときに当たるため、認証することができない旨の決定をしなければならない。
- 5 処分庁は、法14条2項を活用し、鳴尾教会及び審査請求人に対して意見陳述の機会を与え、双方の意見を聞くべきであったが、その手続を怠っている。
- 6 本件規則変更以前に、平成16年5月7日付けで本件規則の変更の認証がなされているが、その変更の際の手続に違反があるため、本件規則変更の申請には法令違反が認められるので、認証してはならない。

#### 裁 決 の 理 由

- 1 法28条1項は、宗教法人の規則の変更に関する認証に当たって審査すべき要件として、その変更しようとする事項が法その他の法令の規定に適合していること（同項1号）及びその変更の手続が法26条の規定に従ってなされていること（同項2号）を挙げ、これらの要件を備えていると認めるときは、所轄庁は、その規則の変更を認証する旨を決定しなければならないとしている。
- 2 まず、本件教会会議の招集方法について検討する。
  - (1) 本件規則24条において、教会会議は「代表役員が（中略）招集するものとする。」、「責任役員の定数の過半数から招集を請求されたときは、代表役員は臨時に教会会議を招集しなければならない。」と規定されているものの、そのほか、本件規則上、教

会会議の招集についての具体的な手続は規定されていない。

- (2) 鳴尾教会が、議案として「規則変更に関する件」とのみ記載した招集通知（平成21年3月22日付け）を配布したこと及び「教会規則変更に関する件」とのみ記載した公告（平成21年3月22日付け）をしたことは、提出された資料より認められるが、審査請求人は、そのような招集通知又は公告では不十分であり、本件規則に違反していると主張する。

確かに、信徒等を対象とした会議において、被包括関係の廃止といった宗教法人の組織及び管理運営について根本的な変更を招来することとなる重要な事項を扱う場合には、その招集に当たって、事前に議案の内容がある程度分かるように知らせることが望ましいとはいえる。

しかしながら、上記のとおり、本件規則には、教会会議の招集についての具体的な手続は規定されていないのであるから、そのような招集通知又は公告の記載の内容ないし方法のみをもって不認証とすることはできないといわざるをえない。

### 3 次に、本件教会会議の議決について検討する。

- (1) 審査請求人は、出席者24名に委任状提出者23名を加えた47名が出席し、その3分の2に当たる32名の賛成が必要であったところ、出席者24名中23名が賛成したものの、委任状提出者には被包括関係の廃止について委任する意思がなかったのであるから、委任状を賛成票として取り扱うことはできず、47名中23名の賛成しかなかったことになり、したがって、本件教会会議の議決は無効であると主張する。

- (2) 本件規則41条によれば、規則の変更に当たっては、「出席した教会議員の3分の2以上の議決」が必要なところ、本件教会会議議事録によると、「議員総数 62名 出席者24名（他、委任状23名）」とされ、「満場一致で議決」とあるものの、平成21年5月29日付けで審査請求人から処分庁に送付された法26条4項に基づく通知の添付書類において、出席者とされる信徒の一人が賛成しなかったと述べる書面が添付されている。

しかしながら、出席者24名中、少なくとも23名が賛成したこと及び委任状提出者が23名であることは、審査請求人も認めるところである。

- (3) 本件規則41条の「出席した教会議員」に、委任状提出者を含めるか否かについて特段の規定がないところ、委任状提出者23名を含めた場合、委任状において「一切の権利を総会議長に委任いたします。」と明記されているのであるから、議長がそれらを議決の結果に賛成するものとして取り扱うことが不合理であるとは認められず、したがって、議決は有効であると認められ、審査請求人の主張は採用することができない。

- (4) なお、本件教会会議の議決については、その無効確認を求める訴訟が提起されているが、当該訴訟が係属中であるという事実は、上記1で述べた規則変更の認証の要件

の確認に影響を及ぼすものではないから、その事実をもって認証することができない旨の決定をしなければならない場合に当たるとはいえない。

- 4 また、審査請求人は、法26条2項及び3項に規定されている被包括関係の廃止についての信者等に対する公告及び包括宗教法人に対する通知について、本件教会会議の前になされるべきであったと主張する。

しかしながら、法26条によると、信者等に対する廃止公告については「認証申請の少くとも2月前」（同条2項）と、包括宗教法人に対する廃止通知については「公告と同時に」（同条3項）と規定されており、本件規則変更が平成21年10月30日付けで申請されているところ、信者等に対する廃止公告は平成21年6月28日から同年7月13日までなされ、また、包括宗教法人に対する廃止通知は同年6月28日付けで送付されている。したがって、同条の規定に従った手続がなされていると認められ、審査請求人の主張は採用することができない。

- 5 その他、審査請求人は、法14条2項を活用すべきことを主張するが、同項は、規則を認証することができない旨の決定をしようとするときの申請者に関する規定であって、本件処分の場合とは異なる。また、審査請求人は、平成16年5月7日付けでなされた本件規則の変更の認証についても疑義を述べるが、その規則の認証はすでに確定したものであって、本件処分に影響を与えるものではない。

以上のとおり、審査請求人の主張はいずれも認めることができない。

よって、主文のとおり裁決する。

平成22年12月1日

文部科学大臣 高木 義明

## 2 宗教法人「天将神社」の規則変更認証決定に係る審査請求に対する裁決（平成23年4月28日）

### 裁 決 書

#### 審査請求人

兵庫県三木市志染町三津田字西谷山1506-17

宗教法人 神之導教

代表役員 A

上記審査請求人から平成22年12月24日付けで提起された宗教法人天将神社の規則の変更の認証に係る審査請求については、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求は、棄却する。

### 不 服 の 要 旨

審査請求人の不服申立ては、兵庫県知事（以下「処分庁」という。）が平成22年6月24日付けで行った宗教法人天将神社（以下「天将神社」という。）の規則（以下「本件規則」という。）の変更の認証（以下「本件処分」という。）は、次のとおり、違法なものであるから、その取消しを求めるというものである。

- 1 本件規則35条によれば、規則の変更には責任役員全員の同意が必要なところ、天将神社は、平成22年3月7日に審査請求人である神之導教（以下「審査請求人」という。）との被包括関係の廃止に係る規則の変更（以下「本件規則変更」という。）について責任役員全員の同意を得たとしているが、責任役員同意書に責任役員として署名捺印しているBは、そのようなことは一切していないと言っていると聞いており、責任役員全員の同意を得ていない。
- 2 本件規則35条によれば、規則の変更には審査請求人の代表役員の同意が必要なところ、審査請求人の代表役員は同意を与えていないため、本件規則変更の手續には不備がある。
- 3 審査請求人は、天将神社代表役員C及び天将神社関係者と全く面識はなく、同人ら

は審査請求人の信者でもない。そのような状態があるにもかかわらず、処分庁は認証審査において天将神社の役員の選任手続について調査を行っておらず、また、天将神社責任役員Dは詐欺まがいのことを行っている。さらに、そもそも天将神社は不活動宗教法人である。

- 4 本件処分が申請から1週間余りという短期間でなされていることや、本件処分後、天将神社は礼拝の施設を失っていることなどから、本件処分は取り消されるべきである。

### 裁 決 の 理 由

- 1 宗教法人法（昭和26年法律第126号。以下「法」という。）28条1項は、宗教法人の規則の変更に関する認証に当たって審査すべき要件として、その変更しようとする事項が法その他の法令の規定に適合していること（同項1号）及びその変更の手続が法26条の規定に従ってなされていること（同項2号）を挙げ、これらの要件を備えていると認めるときは、所轄庁は、その規則の変更を認証する旨を決定しなければならないとしている。

以下、この点を踏まえて、審査請求人の主張について検討する。

- 2 まず、責任役員全員の同意の有無について検討する。
- (1) 本件規則35条1項においては、「この規則を変更しようとするときは、役立会の定数の過半数及び責任役員全員の同意を経て、教団の代表役員及び兵庫縣知事の認証を受けなければならない。」と規定されている。
- (2) 審査請求人は、本件規則変更同意した責任役員一人であるBから神之導教の元代表役員であるEに対し、一切署名捺印しておらず、全てDがしたことであるとの申し出があったと主張している。
- (3) これに対し、天将神社の提出したE宛てBの内容証明郵便には、「認証申請に関する書類には、私自身で署名し、実印を捺印しました。」との記載がある。
- (4) そこで、審査庁では、Bに対して、本件規則変更同意したか否か等について確認したところ、Bから、本件規則変更同意したこと及び天将神社から提出された内容証明郵便をEに送付したことを認める旨の回答並びに責任役員同意書に捺印されている印鑑の印鑑登録証明書の提出があった。

以上のことからすると、本件規則変更に関するBの同意の有効性を疑わせる証拠はなく、責任役員全員の同意はなかったとする審査請求人の主張は採用できない。

- 3 神之導教代表役員の認証について

- (1) 審査請求人は、本件規則変更には、包括宗教団体である審査請求人の代表役員同

意が必要であると主張する。

- (2) 上記2(1)記載のとおり、本件規則35条1項において、規則変更には「教団の代表役員及び兵庫縣知事の認証を受けなければならない。」とあることから、審査請求人の主張する同意とは、同条にいう「認証」であると推認される。

しかしながら、法26条1項後段において、被包括関係を廃止しようとするときは、「当該関係の廃止に係る規則の変更に関し当該宗教法人の規則中に当該宗教法人を包括する宗教団体が一定の権限を有する旨の定がある場合でも、その権限に関する規則の規定によることを要しないものとする。」と規定されており、本件規則変更には、審査請求人の代表役員の同意を要しないから、審査請求人の主張は採用することができない。

#### 4 天将神社の役員の選任について

- (1) 審査請求人は、規則の変更に関与する代表役員その他の役員等は、正当に選任された者であることを要し、認証審査において、この点に疑義がある場合は、これらの者の選任の手続を調査することとされているが、処分庁は所要の調査を行っていないと主張する。

- (2) 本件規則においては、「この法人には、三人の責任役員を置き、そのうち一人を代表役員とする。」(6条)、「代表役員は、教師のうちから、教団の代表役員が選任する。」(7条1項)、そして「代表役員以外の責任役員は、教師及び信徒のうちから、代表役員が選定したものにつき、教団の代表役員が任命する。」(同条2項)と規定されている。また、役員の任期は3年とされているが、「代表役員及び責任役員は、辞任又は任期満了後でも後任者が就任する時まで、なおその職務を行うものとする。」(8条3項)と規定されている。

本件規則の「教団」は審査請求人を指すところ、天将神社の代表役員及び責任役員の選任について審査請求人の代表役員の任命が必要とされているため、その選任に審査請求人が関与していないとすれば、代表役員及び責任役員が本件規則に従って選任されていないおそれがある。

- (3) この点について検討するに、まず、処分庁が、認証審査に当たり、代表役員及び責任役員の選任手続について調査したとは認められないものの、処分庁は法26条4項に基づく通知を受け取っておらず、認証審査時において、その選任手続について疑義があったとは言い難く、したがって処分庁においてその点を確認する義務があったとまでは言えない。

- (4) しかし、審査請求人が、代表役員及び責任役員と面識がないと主張していることに鑑み、審査庁は、天将神社に対し、本件規則変更に同意した代表役員及び責任役員であるC、D及びBが本件規則に従って選任されたことを証する資料の提出を求めたところ、天将神社から、Cについては昭和62年9月3日付けの責任役員に選任する旨

の責任役員会議事録及び同日付け責任役員任命証明書並びに昭和63年8月10日付け代表役員任命証明書が、Dについては昭和62年9月3日付けの代表役員に選任する旨の責任役員会議事録及び昭和62年9月16日付け代表役員任命証明書が、それぞれ提出された。また、C及びDの役員任命証明書には、「神之導教代表役員E」の名前とともに、神之導教代表者の印が押されており、登記簿によると、選任当時の審査請求人の代表役員はEであると認められる。さらに、Bについては、選任に係る書類の提出はないものの、昭和62年9月3日付けのC及びDの役員選任に係る責任役員会議事録において、責任役員として署名捺印していることが認められる。

また、審査請求人は、EがCらと面識がないと主張するが、他方で、Eが本件規則変更に同意したとかがわれる説明もしている。

- (5) 以上の諸点を踏まえると、C及びDについては、その選任を推認する一定の書類の提出もあり、Bについては、同人が責任役員であることを前提とした審査請求人の主張や、Bが責任役員として署名捺印した責任役員会議事録の提出もあることから、3名が本件規則に従って選任されていないと判断することはできず、また、審査請求人の主張には矛盾があることから、審査請求人の主張は採用することができない。さらに、Cらが役員として再任されているとは認められないものの、後任者が選任されたとする主張もなく、任期満了を理由として本件規則変更時における役員の地位を否定することはできない。
- (6) なお、審査請求人は、Dが詐欺まがいのことを行っていると主張するが、仮にそのようなことがあったとしても、そのことから直ちに同人が責任役員の地位にあることを否定することはできない。

5 審査請求人は、C及び天将神社関係者と面識がないこと、Eの天将神社は不活動宗教法人であるとの発言を理由として、天将神社は不活動宗教法人であると主張するが、そのことから直ちに天将神社が宗教活動を行っていないと判断することはできず、そのことを客観的に証する資料の提出等もないため、審査請求人の主張は採用することができない。

なお、審査請求人は、本件処分が申請から1週間余りという短期間でなされていることを主張するが、単に審査期間が短いことのみをもって、本件処分が違法又は不当であるということとはできない。また、本件処分後に天将神社は礼拝の施設を失っているとの主張は、本件処分が適法に行われたかどうかの審査とは関係がない。

以上のとおり，審査請求人の主張はいずれも認めることができない。  
よって，主文のとおり裁決する。

平成23年4月28日

文部科学大臣 高 木 義 明



### 3 宗教法人「在日大韓基督教神戸東部教会」の規則変更認証決定に係る審査請求に対する裁決(平成23年12月5日)

#### 裁 決 書

審査請求人

東京都新宿区西早稲田二丁目3番18号

宗教法人 在日大韓基督教会総会

代表役員 A

上記審査請求人から平成23年7月22日付けで提起された宗教法人在日大韓基督教神戸東部教会の規則の変更の認証に係る審査請求については、次のとおり裁決する。

#### 主 文

本件審査請求は、棄却する。

#### 不 服 の 要 旨

審査請求人の不服申立ては、兵庫県知事(以下「処分庁」という。)が平成23年3月28日付けで行った宗教法人在日大韓基督教神戸東部教会(以下「神戸東部教会」という。)の規則(以下「本件規則」という。)の変更の認証(以下「本件処分」という。)は、次のとおり、違法かつ不当なものであるから、その取消しを求めるというものである。

#### 1 神戸東部教会の責任役員会の議決について

- (1) 本件規則第6条第3項によれば、「各役員については親族その他特別関係ある者が3分の1を超えて含まれてはならない」とされるが、この規定の趣旨は、公平な決議を担保し、特に、代表役員と一部の責任役員が結託して責任役員を牛耳ることを防ぐところであり、特別関係にあるかどうかについては、広く親族関係にあるもの全てを含むと解すべきである。

本件においては、責任役員B長老と責任役員C長老は母子関係にあり、責任役員D名誉牧師と責任役員E長老は父子関係にある。したがって、責任役員7名中特別関係にある者が4名含まれており、規則違反である。

- (2) 本件規則第4条により、在日大韓基督教会総会(以下「総会」という。)憲法第33条第4項の長老制及び定年制が適用されるところ、神戸東部教会の責任役員のうち3名が定年である70歳を超えており、有効な決定ができる責任役員会が構成されていない。

(3) 本件規則第8条第2項により、責任役員任期は2年となっているところ、総会は、10年以上の間、神戸東部教会から責任役員重任の報告を受けておらず、また、責任役員が改選された形跡がなく、全ての責任役員任期が切れている。

## 2 在日大韓基督教会西部地方会長の承認手続について

本件規則第35条によれば、規則の変更には、「大韓総会地方会長及び大韓総会総会長の承認」が必要である。他方、在日大韓基督教会西部地方会（以下「西部地方会」という。）規則には、個別の教会の規則変更の承認に係る明文規定はないが、規則変更の承認は、同規則第5条第2項の「各教会から提出された献議、問議、請願、陳情」に該当し、同規則第7条第5項の規定により、任委員会の処理事項になる。

しかし、本件においては、任委員会の過半数の議決がなく、承認の要件を欠いている。

また、西部地方会長は、神戸東部教会代表役員と同一人物であるから、特別利害関係にあり、西部地方会長は、神戸東部教会の規則変更をそのまま承認することはできないというべきである。

## 3 総会総会長の承認手続について

本件規則第35条によれば、規則の変更には、「大韓総会地方会長及び大韓総会総会長の承認」が必要である。他方、大韓総会憲法及び憲法付属規則には、個別の教会の規則変更に係る明文規定はないが、憲法付属規則第4条又は第8条の規定により、常任委員会又は任委員会の処理事項となり、少なくとも任委員会の過半数の議決が必要となる。

しかし、本件においては、任委員会の過半数の議決がなく、神戸東部教会代表役員F牧師が総会総幹事Gに対し、規則変更が銀行融資申込のために緊急に必要な旨を嘆願し、事務的な押印でかまわないと強弁し、総会長代表印を押印させており、承認の要件を欠いている。

## 4 本件処分の不当性について

本件規則変更後の公告方法は、教会週報に1回掲載し、事務所掲示場に14日間掲示し、総会に通知するというものであるところ、それだけでは、当該教会信徒以外の利害関係者には周知されず、相当とはいえない。

また、各手続違背があるにもかかわらず、処分庁は、3月25日付けの規則変更認証申請に対し、3月28日付けで認証しており、必要な審理がなされておらず、著しく不当である。

## 裁 決 の 理 由

1 宗教法人法（昭和26年法律第126号。以下「法」という。）第28条第1項は、宗

教法人の規則の変更に関する認証に当たって審査すべき要件として、その変更しようとする事項が法その他の法令の規定に適合していること（同項1号）及びその変更の手續が法26条の規定に従ってなされていること（同項2号）を挙げ、これらの要件を備えていると認めるときは、所轄庁は、その規則の変更を認証する旨を決定しなければならないとしている。

2 まず、神戸東部教会の責任役員会の議決について検討する。

(1) 本件規則第6条第3項の「各役員については親族その他特別関係ある者が3分の1を超えて含まれてはならない」の適用について、審査請求人は、責任役員B長老と責任役員C長老は母子関係にあり、責任役員D名誉牧師と責任役員E長老は父子関係にあるから、責任役員7名中特別関係にある者が4名含まれており、規則違反であると主張する。

しかし、前記規定の解釈上、責任役員7名中4名が特別関係にあるというためには、4名が相互に親族関係等の関係に立つことを要するが、本件において、母子関係にある者2名と父子関係にある者2名との間に「親族その他特別関係」があることは主張されておらず、本件責任役員会の構成が当該規則に触れると確認することはできない。

(2) また、審査請求人は、本件規則第4条を根拠として、責任役員に長老制及び定年制が適用されると主張する。

確かに、甲第15号証によれば、長老を責任役員に任命している事実上の慣行の存在を推認することはできるとしても、本件規則において、責任役員に長老を充てるものとする規定はなく、また、本件規則第4条は目的規定であるから、同条を根拠に、総会憲法が神戸東部教会の責任役員の任免等に適用されると解することはできず、責任役員に長老制及び定年制が適用されるということもできない。

(3) さらに、審査請求人は、10年以上の間、神戸東部教会から責任役員重任の報告を受けておらず、また、責任役員が改選された形跡がなく、全ての責任役員の任期が切れていると主張する。

しかし、神戸東部教会は、審査請求人に信徒公同議会録（甲第16号証）を提出しており、その中に役員を選任状況が記載されているのであるから、審査請求人が責任役員重任の報告を受けていないとすることもできない。

なお、10年以上の間、責任役員が改選されていないとする主張を裏付ける証拠は提出されておらず、仮に責任役員の任期が満了していても、後任者が就任するときまでは、なおその職務を行うものとされている（本件規則第8条第5項）。

したがって、審査請求人の主張は、採用することができない。

3 次に、西部地方会長の承認手續について検討する。

この点、審査請求人は、西部地方会長が本件規則の変更を承認するには、任員会の過

半数の議決が必要であり、また、西部地方会長は、神戸東部教会代表役員と同一人物であるから、特別利害関係にあり、西部地方会長は、神戸東部教会の規則変更をそのまま承認することはできないと主張する。

しかし、本件規則では、「大韓総会地方会長」の承認に関する具体的な要件について何ら規定していないのであるから、任委員会の過半数の議決を経ないことをもって、また、神戸東部教会代表役員と西部地方会長が同一人物であることをもって、本件承認が規則違反を理由として無効であるとまではいえない。

したがって、審査請求人の主張は、採用することができない。

#### 4 さらに、総会総会長の承認手続について検討する。

この点、審査請求人は、総会総会長が本件規則の変更を承認するには、少なくとも任委員会の過半数の議決が必要となるところ、任委員会の過半数の議決がなく、神戸東部教会代表役員F牧師が総会総幹事Gに対し、規則変更が銀行融資申込のために緊急に必要である旨を嘆願し、事務的な押印でかまわないと強弁し、総会長代表印を押印させており、本件承認は、要件を欠いていると主張する。

しかし、前記3と同様に、本件規則では、「大韓総会総会長」の承認に関する具体的な要件について何ら規定していないのであるから、任委員会の過半数の議決を経ないことをもって、本件承認が規則違反を理由として無効であるとまではいえない。

また、神戸東部教会代表役員F牧師が総会総幹事Gに対し、規則変更が銀行融資申込のために緊急に必要である旨を嘆願したことを確認できる証拠はなく、甲第22号証及び甲第24号証によれば、本件規則変更の内容を承知の上で、総会長印を日常的に押印していた総会総幹事Gは、電話で職員に指示し、本件規則の変更に係る承認の総会長印を押印させたことが認められる。

したがって、審査請求人の主張は、採用することができない。

#### 5 その他、審査請求人は、神戸東部教会の公告方法を不当と主張するが、宗教法人の公告は、新聞紙又は当該宗教法人の機関紙に掲載し、当該宗教法人の事務所の掲示場に掲示し、その他当該宗教法人の信者その他の利害関係人に周知させるに適当な方法であるものとされており（法第12条第2項）、変更後の公告方法はこの規定に反するものとはいえないから、審査請求人の主張は、採用することができない。

また、審査請求人は、本件処分について、処分庁は、3月25日付けの規則変更認証申請に対し、3月28日付けで認証しており、必要な審理がなされておらず、著しく不当であると主張するが、単に審査期間が短いことのみをもって、本件処分が不当であるということとはできない。

以上のとおり、処分庁において神戸東部教会の規則変更を認証したことに違法性はなく、処分庁の判断は妥当である。

よって、主文のとおり裁決する。

平成23年12月5日

文部科学大臣 中 川 正 春

## 宗 務 報 告

### 1 宗教法人数・認証等件数の推移

#### (1) 過去5年宗教法人数の推移（平成19～23年）

| 年区分 | 神道系    | 仏教系    | キリスト教系 | 諸教     | 合計      |
|-----|--------|--------|--------|--------|---------|
| 19  | 85,447 | 77,709 | 4,415  | 15,138 | 182,709 |
| 20  | 85,368 | 77,738 | 4,457  | 15,038 | 182,601 |
| 21  | 85,323 | 77,700 | 4,509  | 14,989 | 182,521 |
| 22  | 85,278 | 77,645 | 4,536  | 14,937 | 182,396 |
| 23  | 85,218 | 77,588 | 4,575  | 14,872 | 182,253 |

(注) 毎年12月31日現在の数である。

#### (2) 過去5年宗教法人認証事務処理件数（平成20～24年）

| 年区分 | 所轄庁    | 設立  | 規則変更 | 合併  | 任意解散 | 合計   | 解散命令 |
|-----|--------|-----|------|-----|------|------|------|
| 20  | 文部科学大臣 | 2   | 52   | 3   | 0    | 57   | 0    |
|     | 都道府県知事 | 110 | 870  | 93  | 83   | 1156 | 7    |
| 21  | 文部科学大臣 | 2   | 58   | 1   | 0    | 61   | 0    |
|     | 都道府県知事 | 99  | 986  | 90  | 67   | 1242 | 22   |
| 22  | 文部科学大臣 | 3   | 35   | 3   | 0    | 41   | 0    |
|     | 都道府県知事 | 95  | 864  | 100 | 76   | 1135 | 31   |
| 23  | 文部科学大臣 | 2   | 42   | 3   | 0    | 47   | 0    |
|     | 都道府県知事 | 91  | 812  | 101 | 83   | 1087 | 4    |
| 24  | 文部科学大臣 | 2   | 42   | 1   | 0    | 45   | 0    |
|     | 都道府県知事 | 84  | 959  | 148 | 60   | 1251 | 2    |

(注) 集計期間は、毎年1月1日～12月31日である。

### 2 宗教法人審議会

#### (1) 宗教法人審議会の開催状況

第165回宗教法人審議会

○日 時 平成25年2月21日(木) 17時00分～

○場 所 文化庁特別会議室（旧文部省庁舎5階）

○議 題 (1) 最近の宗務行政について

(2) その他

### 3 宗教法人向け研修会等の実施状況（平成24年度）

#### （1）宗教法人実務研修会 [文化庁・各府県共催]

##### 北海道・東北地区

（開催県 宮城県）

○期 日：平成24年9月12日(水)・13日(木)

○場 所：パレス宮城野（宮城県仙台市）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 仙台北税務署法人課税第一部門
- ・講義「登録免許税の非課税証明について」 宮城県総務部私学文書課
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 治田会計事務所
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 治田会計事務所

##### 関東甲信越静地区

（開催県 群馬県）

○期 日：平成24年9月5日(水)・6日(木)

○場 所：群馬会館（群馬県前橋市）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 前橋税務署法人課税第二部門
- ・講義「登録免許税の非課税証明」 群馬県総務部学事法制課
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 治田会計事務所
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 治田会計事務所

（開催県 新潟県）

○期 日：平成24年10月25日(木)・26日(金)

○場 所：新潟県自治会館（新潟県新潟市）

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 新潟税務署法人課税第二部門

- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 新潟県総務管理部文書私学課法務班
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」  
石山孝行税理士事務所
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 治田会計事務所

## 近畿・中部地区

(開催県 石川県)

○期 日：平成24年10月22日(月)・23日(火)

○場 所：金沢ニューグランドホテル(石川県金沢市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 金沢国税局法人課税課
- ・講義「宗教法人の実務について」 石川県総務部総務課
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」  
地藤・鈴木税理士事務所
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 治田会計事務所

(開催県 大阪府)

○期 日：平成24年11月20日(火)・21日(水)

○場 所：大阪国際交流センター(大阪府大阪市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 大阪国税局課税第二部法人課税課
- ・講義「登録免許税の非課税証明」  
大阪府府民文化部私学・大学課宗教・専各振興グループ
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」  
税理士法人ゆびすい
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 治田会計事務所

## 中国・四国地区

(開催県 岡山県)

○期 日：平成24年11月6日(火)・7日(水)

○場 所：公立学校共済組合岡山宿泊所ピュアリティまきび

○内容等



- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 岡山東税務署法人課税第六部門
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 岡山県総務部総務学事課
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 立垣税理士事務所
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 治田会計事務所

(開催県 徳島県)

○期 日：平成24年11月12日(月)・13日(火)

○場 所：あわぎんホール (徳島県徳島市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 徳島税務署法人課税第三部門
- ・講義「登録免許税の非課税証明等」 徳島県経営戦略部総務課
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 林会計事務所
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 治田会計事務所

## 九州地区

(開催県 福岡県)

○期 日：平成24年10月18日(木)・19日(金)

○場 所：南近代ビル (福岡県福岡市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 福岡国税局課税第二部法人課税課
- ・講義「登録免許税の非課税証明」 福岡県総務部私学学事振興局学事課
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 常盤公認会計士税理士事務所
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 治田会計事務所

(開催県 大分県)

○期 日：平成24年11月1日(木)・2日(金)

○場 所：全労災ソレイユ (大分県大分市)

○内容等

- ・講義「宗教法人の管理運営について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人の公益性について」 公益財団法人日本宗教連盟
- ・講義「税務の基礎知識」 大分税務署審理専門官付
- ・講義「登録免許税の非課税証明」 大分県総務部県政情報課
- ・会計演習「宗教活動会計と収益事業会計の記帳から計算書類作成まで」 公認会計士秦野晃郎事務所
- ・講義「宗教法人の会計・税務及び宗教法人特有の会計税務処理」 治田会計事務所

## (2) 不活動宗教法人対策会議（包括宗教法人対象）〔文化庁主催〕

○期 日：平成25年1月28日(月)

○場 所：都道府県会館（東京都千代田区）

○内容等

- ・講義「不活動宗教法人の現状等について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人における不活動宗教法人対策について」 神社本庁総務部
- ・講義「不活動宗教法人対策の方策について」 長谷川法律事務所

○期 日：平成25年3月1日(金)

○場 所：メルパルク京都（京都府京都市）

○内容等

- ・講義「不活動宗教法人の現状等について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人における不活動宗教法人対策について」 真宗大谷派組織部
- ・講義「不活動宗教法人対策の方策について」 富永浩明法律事務所

## 4 都道府県職員向け研修会等の実施状況（平成24年度）

### （1）都道府県宗教法人事務担当者研修会（法令等研修会） [文化庁主催]

○期 日：平成24年4月24日(火)

○場 所：都道府県会館（東京都千代田区）

○内容等

- ・ 講義「近現代における宗務行政の歴史」 文化庁文化部宗務課
- ・ 講義「宗務行政について」 文化庁文化部宗務課
- ・ 講義「宗務行政上の留意点」 文化庁文化部宗務課

### （2）都道府県宗教法人事務担当者研修会（認証事務・不活動宗教法人対策） [文化庁・各都県共催]

#### 北海道・東北地区

（開催県 宮城県）

○期 日：平成24年8月9日(木)・10日(金)

○場 所：パレス宮城野（宮城県仙台市）

○内容等

- ・ 講演「共感と共苦の連帯に生きる一二つの大震災の体験から一」  
宮城学院女子大学学芸学部教授 新免 貢
- ・ 講義「不活動宗教法人対策について」 文化庁文化部宗務課
- ・ 講義「宗教法人における不活動宗教法人対策について」 曹洞宗宗務庁
- ・ 事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

#### 関東甲信越静地区

（開催県 東京都）

○期 日：平成24年8月21日(火)・22日(水)

○場 所：東京都消費生活総合センター（東京都新宿区）

○内容等

- ・ 講演「宗教法人と霊園と墓地に関する問題」 大正大学人間学部教授 村上興匡
- ・ 講義「不活動宗教法人対策について」 文化庁文化部宗務課
- ・ 講義「宗教法人における不活動宗教法人対策について」 神社本庁総務部
- ・ 事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

#### 近畿・中部地区

（開催県 奈良県）

○期 日：平成24年7月19日(木)・20日(金)

○場 所：地方職員共済組合奈良宿泊所（奈良県奈良市）

○内容等

- ・講演「日本のモスクをめぐる現状と地域社会」  
早稲田大学多民族・多世代社会研究所招聘研究員 岡井宏文
- ・講義「不活動宗教法人対策について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人における不活動宗教法人対策について」 神社本庁総務部
- ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

## 中国・四国地区

（開催県 香川県）

○期 日：平成24年6月7日(木)・8日(金)

○場 所：ホテル福屋（香川県高松市）

○内容等

- ・講演「宗教法人と墓地（霊園）に関する法律問題」  
愛媛大学法文学部法文学部教授 竹内康博
- ・講義「不活動宗教法人対策について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人における不活動宗教法人対策について」 天理教教務部宗教法人課
- ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

## 九州地区

（開催県 長崎県）

○期 日：平成24年6月21日(木)・22日(金)

○場 所：長崎県農協会館（長崎県長崎市）

○内容等

- ・講演「宗教と観光（ツーリズム）—宗教文化と世界遺産—」  
長崎国際大学人間社会学部教授 木村勝彦
- ・講義「不活動宗教法人対策について」 文化庁文化部宗務課
- ・講義「宗教法人における不活動宗教法人対策について」 浄土宗総務局
- ・事例研究協議（認証事務関係・不活動宗教法人対策関係）

## 5 東日本大震災に係る指定寄附金制度の取組

東日本大震災により滅失・損壊をした公益的な施設等の復旧のための指定寄附金制度の宗教法人による利用実績は次のとおりである。

なお、文部科学省に係る指定寄附金制度の全体の取扱いについては、『宗務時報』No. 114（平成24年9月）に掲載されている。

<http://www.bunka.go.jp/shukyouhoujin/shumujiho/pdf/114jiho.pdf#page=28>

また、本制度に係る問合せ先は、それぞれ文部科学大臣所轄の宗教法人については、文化庁文化部宗務課、都道府県知事所轄の宗教法人については、当該の都道府県における宗教法人事務主管部局課である。

東日本大震災に係る指定寄附金の確認書を交付された宗教法人

（平成24年12月19日現在）

|   | 宗教法人名<br>(当該法人の包括宗教法人) | 主たる事務所の所在地               | 主務官庁 | 指定期間                    |
|---|------------------------|--------------------------|------|-------------------------|
| 1 | 浅間神社<br>(神社本庁)         | 千葉県松戸市小山 664 番地          | 千葉県  | H23.9.15<br>～H25.12.31  |
| 2 | 笠間稲荷神社<br>(神社本庁)       | 茨城県笠間市笠間 39 番地           | 茨城県  | H23.9.28<br>～H26.9.27   |
| 3 | 芳林寺<br>(曹洞宗)           | さいたま市岩槻区本町 1 丁目 7 番 10 号 | 埼玉県  | H23.10.6<br>～H26.9.30   |
| 4 | 鹿島神宮<br>(神社本庁)         | 茨城県鹿嶋市大字宮中 2306 番地 1     | 茨城県  | H23.10.13<br>～H25.10.13 |
| 5 | 須賀神社<br>(神社本庁)         | 千葉県野田市野田 31 番地           | 千葉県  | H24.9.1<br>～H24.12.15   |
| 6 | 願成寺<br>(日蓮宗)           | 茨城県高萩市赤浜 106 番地          | 茨城県  | H24.12.20<br>～H25.7.31  |

(参考)

宗教法人が指定寄附金の制度を利用する場合、復旧の対象となるのは、宗教法人が所有していた建物（その附属設備を含む。）及び構築物並びにこれらと一体的に使用されている土地その他の固定資産で、所定の要件を満たしていると所轄庁が確認したものである。

このうち、建物として認められるものの具体例は、次のとおりである。

神道系

社殿、本殿、拝殿、祝詞殿、幣殿、覆殿、境内神社社殿、祖霊社社殿、神具庫、祭器庫、社務所、随神舎、参集殿、宝物殿、神楽殿、神社会館、<sup>まじらう</sup>祈祷殿、<sup>みこし</sup>神輿庫、授与所、御旅所、<sup>さんろう</sup>参籠所など。

#### 仏教系

本堂，客殿，庫裏，観音堂，薬師堂，僧堂，檀信徒会館，仏具庫，内陣，堂内荘  
厳，納骨堂，位牌堂，書院，教職舎，持仏堂，稲荷堂，土蔵，経蔵など。

#### キリスト教系

礼拝堂，教会，牧師館，会堂，修道院，伝道所，小神学校，神学校，教職舎，信  
徒育成所，信徒修行所，記念館，会館，納骨堂，事務所など。

#### 諸教

上記に挙げたものに相当するもの。



## 宗務時報 No. 115

---

発行日 平成25年3月29日

改訂日 平成26年1月31日

編集・発行 文化庁文化部宗務課

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

電話 03-5253-4111 (代表)

---